

---

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成25年3月7日 (木曜日)

---

議事日程 (2)

平成25年3月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
9番 今井 保利	10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美
13番 横尾 武志			

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 井上 康治      書記 福田 雅代

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	松田義春	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院長	櫻井俊弘	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----  
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。おはようございます。

今回の特別養護老人ホーム80床について一般質問をさせていただきます。

私は、昨年9月議会そして昨年12月議会において、特別養護老人ホームのことについて一般質問を行ってまいっております。

昨年12月議会で、町が推薦意見書として提出しているA社の建設予定地の周辺の隣接地権者の同意書をめぐって質問しましたが、町は7つの地権者のうち6つの同意書が全部そろっていると回答しています。

私は、一瞬疑いましたが、本当に全て同意書がそろっていたということであれば、私の間違いであり、本議会この3月議会でおわびすると、謝罪すると。しかし、真の隣接地権者、つまり道路や水路を挟んだところの土地の地主の同意書でなかった場合は、町が言う提出された同意書は、にせものであるのではないかということ、意見を述べました。

そしてなぜ分筆したのかと問うところ、通学道路の安全対策という回答でありました。私は一般質問が終わった日に、すぐに地主さんのところに参りました。3件はその日に、もう1件は翌日でしたけど。4人の隣接地主さん、大変立腹されておりました。そして、「妹川議員、ぜひ今から誰がそんなことを言っているか言うてくれ」、そういうふうには立腹されましたが、1人ではやっぱりなかなか行政に物申すのも。皆でいこうではないかというようなことでした。そういう中であって、今回一般質問するわけです。

今回、地主さんたちの力強い、やっぱり農民の方ですから非常におとなしい方でも、厳しい環境の中で生活しておられて、自分たちが先祖代々受け継いできた土地を守ろうという、その気概、いわゆる昔でいう百姓一揆ですよ。そういう形で団結されていかれましたが。そういうことがあって町とも対応されました。

県に言ってくれと言われるから県に言って、そして県がわざわざ日曜日に芦屋中央公民館に来られてヒアリングをしてそれが2月10日。わずか12日の間ですよ。2月20日に審査の対象ではないというような結果報告が届きました。

そこでまず、今回の一般質問の中で、このように項目が7あります。少し順序を変えなければならないような事態が発生しましたよね。不採択になったということですが、私はこの一般質問では、まだ採択不採択、決まってないだろうという時点で、この通告書を出しております。

まず1点目の質問は、県が出した今年2月22日、恐らく町は2月25日に届いていたであろう通知書、この通知書を、私は県のほうに問い合わせしました、参事

にです。そしたら、町から見せていただくようにしてくださいということでしたので、この場でこの通知書を読み上げていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本通知書につきましては、25年2月22日付で発送されております。

読み上げます。社会福祉法人社会福祉施設等整備の審査結果について（通知）。貴職から協議のあった高齢者福祉施設等の整備については、福岡県社会福祉審議会に諮り審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、当該法人及び所管の県保健福祉環境事務所には別途通知していますので申し添えます。

法人名は、省略させていただきます。審査結果、平成25年度の整備の対象としない。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、挙手をお願いします。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

わかりました。その通知書を、議会運営委員会にはお話されたんでしょうけど、一番肝心な方、これを知りたい方はどなたでしょうか。質問します。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ご関係されている方々、法人それから妹川議員と一緒に行動を起こされた方々、それから議会の方々、町民全てだと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議会ももちろんでしょうけど、やはり地主さんたちに、その日にこういう結果でございましたということ、まだ言っていないんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まだ、地主のほうには申し上げておりません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ぜひ、温かい血のある方々でしょうから、あなた方たちも。ぜひきょうでも説明に行っていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

このことにつきましては、妹川議員の通告書の中に、町民に対して説明する責任があるのではないかとという6点目がございます。

私どもはこのことについて、町の広報、それからホームページで皆さんにお知ら

せするという考え方でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、地元住民の隣接地権者の方には、すぐにはきょうでもいいですけど、あしたでもいいですけど行かないということですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

私どもは届けられた申請書を公正公平を旨として審査をするわけです。その隣接地権者の方については、事業者みずからが同意を取る、そういうものでございます。したがって、私どもは書類をきちんと公正公平に審査する立場にございます。そういう意味から、全体的に広報、それからホームページで皆様方にお知らせするという考え方でおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

行政というのは、町民のために命と生活、そしてさまざまなことを行う行政の皆さんが、そういう血も涙もないような、そういう行政でいいのかなというふうに非常に疑問に思います。

では、質問に入っていきますけども。

資料はとじた資料が3枚あります。平成25年度高齢者福祉施設等の施設設備協議要項、それと、この図面がありますけども、こういうものに従って質問していきます。

もともと質問で、隣接地権者の同意書は大体なぜ必要なんですか。その根拠を示してください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

隣接地権者につきましては、福岡県の整備方針において求めなさいということでございますので、隣接地権者の同意書を必要としているものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

せっかく用意しておりますのでこれ読んでいただけませんか。2ページです。ナンバー2のところにあります。読んでください。米印のところ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

上の米印でいいですかね。

隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含むこと。また、隣接地

権者で土地所有者と土地利用者が同一でない場合は、両方の同意を得てください。  
隣接地権者の範囲等で、不明な点は福祉課へご確認ください。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

隣接地権者の範囲等で不明な点は福祉課へご確認くださいということで、たしか12月14日だったと思いますが、地主さんたちがあなたに説明を求めました。隣接地権者とは何か。その定義は何か。自分たち地主は、隣接地権者ではないのかということを知ったところ、あなたは、県に行って説明を聞いてくださいと。そして、その前には、副町長、面接に行きたいということでその意向を受けて、私はあなたに説明を求めようとしたのですが、許認可権は県がありますので県に言ってください。面会はしませんと。なぜこういうふうになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

私ども、申請を受理した11月9日から選考の準備に入って11月15日に第1回の選考委員会を開きました。そして11月22日に、選考委員会の公正公平な判断のもとに一事業者を選考させていただき、その翌日に町長の決裁をいただいて。24日25日がお休みの日にちになりまして、12月26日が県への提出日、このようなスケジュールで行ったわけです。

既に、そもそもですがこの介護保険法で、特別養護老人ホームの指定の権限は県が持つわけです。私どもは県の要項に従って一事業者を選考する。このような形になります。それで、県へ既に提出して、県の審査の段階になっているそういう段階で、私どもがいろんなことを説明するのは不相当である。そういう考え方のもとに面会については、もう既に県に行っているのです、その県の審査に委ねようと、そういう考え方で説明したものと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今の件については、また改めて質問しますが、じゃあ、地元の区の同意書がなぜ必要なんですか。これもプリント、ナンバー5に書いてありますので、読んでください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

社会福祉施設は、その性格上、地域住民の理解と協力を得られて、初めて健全な運営が可能であること、また、補助金が税を財源とするものであることなどから、社会福祉施設の設置については、事業者から地域住民（特に隣接地の居住者）に対して、説明及び情報提供が事前に十分に行われ、地域住民の理解と賛同を既に得ていること。

仮にも事業者の地域住民に対する事前の説明不足や事業内容の変更に係る説明の不備、あるいは説明責任を有する事業者が、地域住民への説明を建設業者等に任せ

きりにするなどにより、事業に支障を来すことがないこと。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、ナンバー7ページのもの何かといいますと、これは私が説明しますが、これは平成24年3月22日に特別養護老人ホーム申請の疑惑を追及する会から、高齢者福祉施設に関する協議に関する公開質問が提出されました。それに対して、平成24年3月29日に町から回答をもらっておるようです。そして、これについてはホームページで出ております。

ホームページでこの疑惑を追及する会の了解もなしに、ホームページに出されたものの中に、下のほうの米印のところ、公開質問状として④協議施設の整備を計画している者と十分な協議を行いというふうに書かれてありますね。とあるが、どのようなことを言うのかという質問に対して、回答は、県の平成24年度高齢者福祉施設等の整備方針で、市町村においては、協議施設の整備を計画している者と十分な協議を行い、云々で、適切に審査することとなっています。適切に審査しなくてはならないんですよ。審査権が与えられているんですよ。ただ、今、副町長が言われたように、町は窓口であって、県が審査し、許認可権というのはあるでしょうけど、審査権は芦屋町にあるんですよ。そういうことを指摘しておきます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。前振りはそのぐらいで、通告書に従ってください。よろしいですか。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。

建設予定地3カ所の分筆行為についてですけど、分筆行為をしている、字図を見たのはいつでありましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

記憶しておりませんが、住民の方が選定委員会の前に持ってこられたという記憶だけですけど。その段階ですね。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

11月9日に申請事業者であるA社が、さまざまな書類協議書を持ってこられたときに、字図等がありますから、まあ9日の日に受け取って、一日、二日置いて、それ、わかったんじゃないとですか。そうでしょう。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

分筆というよりも字図を確認したということです。分筆がいつされたかっていうことは確認しておりません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

質問が悪かったでしょうね。分筆された字図を知ったのはいつですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

字図につきましては、協議書に添付されておりますので、協議書もらった時点では字図は確認できております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、そのときにその字図が何のために、どうして、されているのかという疑問というものはなかったんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。あのね、問いかけとあんたが言うようことがちょっとかみ合ったらん。分筆された、確認されたのはいつかという。ここにあるこれ。これを見たのはいつかという。それを答えて。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

分筆されたというか、字図ですよ。字図上で確認したのは、先ほど申しましたように11月9日に書類が出された時点で、この字図全域を確認した次第でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そのときに、適切に審査しなければならないんですけど、そのA社に対してこの分筆はどういう趣旨のものか、どういう意味なのか。前の一般質問では、学童安全対策のためというふうに聞かれたでしょうけど、じゃあ安全対策であれば、今のプリント、これを見てください。このプリントがあるわけですけど、この中に、この赤の③は、この方反対しているわけですよ。反対しているからこれが、いや賛成しているから分筆してないわけ。②のところは反対しているから分筆しているわけ。4番は、4番の黒字の方が反対したから赤のところ分筆しているわけ。これは、道路安全対策として、こんな分筆して。

じゃあ6番見てください。6番はこれは水路ですよ、3メートル近くある水路。この6番の方は反対したから分筆しているわけ。この点について疑問に思いませんでしたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員が申されました分筆ということなんですけども、分筆行為について、問題視されているというご発言なんですけども、分筆と申しますのは町が関与して実施するものではございません。民と民の間で行われるものでございまして、土地の所有者がみずからの判断で行われる。したがって分筆をすること自体に対して、町は意見を言う、そういった立場にはないというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

これは、まだ採択か不採択かわからないような発言をしちゃあいけませんよ。  
要はもう不採択になっているわけですよ。だからそういうふうな判断をしてたとしても、県は不採択したんですね。なぜ不採択したかということをご存じですか。今、あなたが読まれた文書がありますが、あなたが読まれたのは非常に抽象論的ですよ。なぜ審査の対象にならなかったということをお聞きになりましたか、県に。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県からは、先ほど申しましたように25年度の整備対象としないということで、文書を受け取っております。

そして理由なんですけども、福岡県に対しても確認しました。しかしながら、福岡県はその理由は公表しないということで、理由は承知しておりません。ただし、県が申しますところには、採択に関しては総合的に判断しますという説明だけを受け取っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私は、地主さん4名の方の窓口として、県との対応も12月20日に行きましたから、窓口になりまして。地主さんのほうに対して、この結果についてはどういたしましょうかということに対して、地主さんたちが、じゃあ妹川議員、窓口になってくださいということで窓口になって、その後、県との話し合いはやってきております。

そして、今年の2月10日については、再三、県の参事から電話がありましてヒアリングをしたいと。そういうことで、地主さんたちにヒアリングの日程調整をしているときに、妹川議員もヒアリングの立ち会いになって結構ですとおっしゃいました。

そういう中であって、そういう事由もあって、参事にお聞きしたところ、県での話、それからヒアリングの話の中で考えられて、近隣の地権者の方々の強い反対があると。現地を確認した結果、総合的に審査した結果、整備の対象にしないというふうにおっしゃいました。近隣の地権者の方々の強い反対があるということですね。そういうことなわけですけれども、今、課長が言われたように、県に全て責任転嫁するような発言というのが、地主さんたちに対して失礼だと思うんですよ。じゃあ、今はどう思っておられますか。今でもそれが正しかったと思っておられますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど副町長も答弁されましたけども、特別養護老人ホームのいわゆる社会福祉法人となる指定、それから整備事業社となる指定、これは介護保険法に基づいてきちっと都道府県の事務とされております。その中において都道府県が整備方針を示し、そしてその中で町へ委任する行為を示し、それに基づいて町は実施してきたということで、いわゆる町にとっては幅がない、裁量の余地のない、整備方針に示されたことに対して、一つ一つ福岡県と確認しながら淡々と事務を進めてきたその結



果でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、隣接地権者の範囲というのはどこを指しているんでしょう。課長は7カ所であると。そのうちの6カ所は全て同意書があったということですけど。

じゃあ、対角線上の方々が4件いらっしゃるんですよ。もともと協議をし、指導していく立場である町が、A社であれB社であれC社であれ、その隣接地権者というのは、課長はどこを範囲を考えておられますか。敷地の全面、横面、背面、それだけで、斜めのほうの4件についてはどう考えておられましたか。これも申請事業者が考えることですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど、妹川議員のご指示により隣接権者というところを読ませていただいております。この隣接地権者というか、隣接地につきましては、県のほうには、もう事前に確認しております。県と連絡調整しながら、どこが隣接地に当たるものかということ、もう24年度の早い段階のほうから確認させていただきまして、その定義の中で、福祉課としては隣接地っていうのを把握してきたというのが実情でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、回答になっていませんね。7名の方ですね。この図面がありますよね。この図面の④がありますね黒の。その右側のほう、番号振ってませんけど、この方はどうなんですか。それから⑥の右側の、狭いですけど、ここはどうなんですか。こういうことについては、申請予定者に対して、隣接地権者というのは360度のところに同意をいただいくださいというふうに指導をするんじゃないのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現在、隣接地権者、隣接地につきましてはのことなんですけども、現在、特別養護老人ホームの整備事業者の選定につきましては、福岡県を相手に、ある方が訴訟を起こされておるという状況でございます。内容、そういったものについては、裁判の影響が懸念されるために、議会での答弁は差し控えさせていただきたいと。これは県とのお話の中で差し控えさせていただくようにしておりますのでよろしく願います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

これは裁判をされてるからそれをお答えできない、控えさせてもらいたいという問題じゃないんですよ。ここにあるように、隣接地権者とはということで、町の今、2ページに書いてあるように、もうこの文章どおり読めば小学生でもわかるじゃあ

りませんか。

では、この2ページのところですね。隣接地権者で、土地所有者と土地利用者が同一でない場合は、両方の同意を得てくださいということについてですけど、いわゆる、昔でいう小作人というか、そういう方が1件いらっしゃいますよね。その同意書をいただきましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この具体的なことにつきましても、先ほど申しました裁判の係争内容に触れておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

12月20日に、県庁に隣接地主さんの皆さん4人と、それから私含めて10名で行きました。そのときに遠賀川流域の、県会議員を仲介に立てていったわけですけど、今の件ですけどね、そういう土地の所有者が仮に賛成していたとしても、土地を耕作して生活をしている——いわゆる小作人さんの同意がないということは、また分筆をしたことについての見解を述べられましたけど、個人的な見解ですけど。

田川地区でもね、暴力団がおっているいろいろな問題があるけど、こんな分筆をしてまで認定しようという、そういう者はいませんよと。こういったことを参事の前でもおっしゃいました。それぐらい悪質なことをやっているということしか考えられないんですよ。

今、裁判でとおっしゃいましたけどね、これはあなたたちの隣接地権者の範囲内で、不明な点は福祉課へご確認くださいと、何のために書いたんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは申請時点の際、事業者からのお問い合わせ、そういったものを答えるものでございます。しかしながら、先ほど裁判と申しますのが12月20日に提訴されておりますので、そのときと申請時点の状況というのはここで答弁するものではないかなというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

昨日もお話をしましたが、田屋地区のM社という会社は、11月9日に協議書を提出したと思いますが、なぜ町はそれを不受理にして、プレゼンテーションに上げなかったんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

自治区から不同意ということで、この整備要項に書いてあります、いわゆる地域の同意書ですね、いわゆる自治区の同意書が整っていないということで、書類不備ということで受理はできませんでした。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ナンバー2の留意点を見てください。ナンバー2の留意点には米印のところに、①下記に該当することが確認された場合、応募書類の受理は行いませんと書いてありますね。つまり、ポチの2番目、必要な提出書類がそろっていない場合は、受理は行いませんという意味ですね。いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。求めております必要書類をそろえてきてくださいという意味でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

非常に差別的な扱いをしてありますね。M社については応募書類の受理は行いません。必要な提出書類がそろっていないからですね。

じゃあ、隣接地権者の同意書がそろっていないのになんで同意したんですか。なぜ受理したんですか。もう一回言いますよ。隣接地権者の同意がないのに、隣接地権者の3人の方の同意書がないのに、なんで受理したんですか。必要な書類ですかそれ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

協議書の受理につきましては、芦屋町の特別養護老人ホームの公募に関して、福岡県が示した平成25年度の高齢者等福祉施設整備方針に基づき、福岡県と連携調整を行って、連絡も密にとって、必要な書類の確認をしております。協議書の受理に当たり、隣接地の特定等は福岡県の指導により確認を行ってその上で受理したものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

分筆行為をした字図を見られて疑問に思われたと思うんですけど、それについては、県のほうに、こういう分筆された字図があるんだけど、この分筆行為については問題ないでしょうかということをお県に問い合わせしましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど答弁しましたように、県と連絡調整しながら確認を行って受理をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、県は分筆された字図であると。そしてその分筆されたところが、同一名義人でありながら、それが同意書として認めるという方向性があったわけですね。再度質問します。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その点につきましては、私どもが、答える立場でなく。今の時点で答えるものではないというふうに考えています。先ほど申しましたように、裁判というものが起こされておりますので、その辺についても答弁はちょっと控えさせていただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、ナンバー4のところを読んでください。米印その他のところですか。その他の②を読んでください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

②応募事業者が、町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合は失格とします。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

隣接地権者の皆さんが、同意書も出していないのに、そして成り済ましの同意書、地権者ができて同意書を出している、それをあなたたちがそれを見きわめ切れたか、県までどうしたことなのか判断を委ねたでしょうけれど、町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認めるときは失格じゃないんですか。不受理どころじゃないんですよ、失格なんですよ。私はそう判断しますよ、違いますか。

隣接地権者の皆さんが反対やと。同意書なんか出してないと。同意書なんか出すわけないというような声を出されたわけですから、それを出されたのをよしんば11月9日にあなたがわからなかったと。だから11月22日、それが不同意という書類が流れてきたときに、なぜそういう書類が流れたときに、地主さんに直接会って、どういうことなのでしょうかとということをなぜ確認しなかったんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員が言われましたように、11月22日と26日ですかね、町のほうには届けられたわけなんですけども、一旦11月26日、一旦同意書を出された方から、同意を撤回し、建設に不同意とする書面が届いたときというのは、先ほど、副町長申されましたように、もう広域連合会に出したときなんです。で、26日がもう締め切りです。県としては、締め切り以後の協議書は一切受けつけないと。どういふものであろうが一切受けつけないということで、きつく言われておりました。

もう既に、いわゆる芦屋町から手が離れたときでございます。それで県と相談しまして、これら不同意に関する書面については、県の審査の段階で確認していきま

しょうということで連絡を受けて、事務を進めてきたわけでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

結局はそういうような形で時間が流れていく中で、2月10日には、わざわざ県が来られてヒアリングをやって、そして地主さんたちの強い反対の意思が認められて不採択というふうになったのでしょうか。やはり、仮にそういうようなことを、町が、そういう文書なりが出てきたときに、これを印鑑を押した人の名前と、封筒の筆跡が違うからとか、そして犯罪的行為があるとか、何かそういうことに目がとられて、なぜ、地主さんいわく、その時点でなんで我々のとこに来なかったのかということ、県のほうも12月20日でも2月10日でも言われましたけれどね。なぜそこで足を運ばなかったんですか。そうすればもう、4カ月もおくれずに済んだんですよ。なぜ行かなかったんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど申しましたように、12月26日というのが提出日、そこから先というのが、いわゆる県の審査の段階でございます。それで私どもは、もちろん地主さんの意向とかそういったものはございますけども、審査の段階について、いわゆる芦屋町での審査、選定委員会での審査終って出したと。後については、もう福岡県の判断、指示、審査、そこに委ねることになります。したがって、勝手に行って、福岡県の審査の段階にあるのに勝手に行動する、こういった行為が許されるべきではないということで、実際は福岡県の指示がその後ございましたので、まあ調査というものは行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

町は、適切な審査をしなければならないということで、ナンバー8をごらんになってください。

これは、多くの方、初めて見られる方おられると思いますが、これは県のホームページからダウンロードされたものなんですけど、施設整備に関する同意書、この黒塗りのところは、これは恐らくA社だと思いますが、で黒塗り、黒塗りですね。

これを申請されたのは当の本人なんです。地主さんが自分は同意書を出したか出していないかわからないから、よく記憶がないと。だから同意書を、町の開示請求でもってとったものなんですけど。まあ、自分が出した同意書に真黒けにして、何でこんなになるんですかというふうに疑問を持たれて、非常に怒りを持っておられました。まあそれはそれとして。これ見てください。平成24年10月7日、住所、福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1326番地。これ大字っていうのは栗屋・大城のことやないですか。これはちゃんと審査点検しましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この同意書につきましては、いわゆる事業者が提出するものでございます。それ

でこの間違いというものに気づきましたので、事業者を確認しております。どういう経緯でとったのかということですね。それで事業者のほうは、同意書をつくられたときに、手書きがいいんですか、それとも書面で打ってきたやつがいいんですかというようなことを言われて、打ってきてくださいと、押印するだけの状態にしてくださいということで、押印した際に大字山鹿とするべきところを大字芦屋と打ってしまったと。その辺の間違いであったと。その後、この意思は間違いはないですかという、その確認のときに事業者を確認しておりますので、これは事務上のミスであるということで判断しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

県と2月10日にヒアリングがあったときに、この氏名のところはワープロで打たれて印鑑を押されているわけですけど、この方いわく、公文書——ではないかと、こういうようなことを言われまして、いや、公文書——ではありません。私文書ですねと答えられましたけど、これ、私文書偽造ですよ、これ。というふうに判断しております。そういうふうに地主さんは思っておられます。このことについて指摘してくれということ言われてます。—————

こういうことを、あなたは点検できなかったところに、服務規則、服務専念義務違反をしているのではないかと私は言いたいわけです。

それと、どうでしょう。ここの図面がありますね。これがあります。こういうことは、町長や副町長はご存じですか。ここの昭和37年から39年から、鉱害復旧のために1次、2次、3次、4次とたびたび鉱害復旧工事をやった。そして、地主さんが言われますので、それを私、資料を請求したところ、地域づくり課の松尾課長さんのほうから陳情書をいただきましたけども、昭和47年に1回、そしてまた4回ほど陳情書を出されながら、その中の役員の方に地主さんがおられるわけですけど、山鹿臨時鉱害復旧地域であるということ。そういう組合ですね。それから、山鹿地区農耕者組合、そういうような方々から再三要求されております。そして話を聞きますと、ここの広さは芦屋中学校のグラウンドの40倍から50倍の広さですね、深さ4メートルとか5メートル、そしてこれを遠賀川の河口堰から砂土バイパスというんですか、それでじゃんじゃん砂を入れて土を入れて、それでもなおかつ土が落盤する。また砂を入れる、土を入れるということを再三やってきたんですよというような話でしたけど、今、四角に書いてあるところがここが予定地なんですよ。こういうことをA社説明しましたか。こういう、まあ、どなたが誘致されようとしたかわかりませんが、こういう土地なんですよ。だからここは危険ですよということ。まあ危険ということはわからないでも、瑕疵ある土地ですよということを説明されて、そのA社はご存じだったんでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、事業用地につきましては、事業者がみずから準備するというのが、特別養護老人ホームを整備する上での欠かせない事項でございます。

それから、鉱害復旧完了区域というふうな、この、色分けしてあります。そもそ

も鉱害復旧とは何かというふうになると、いわゆる工事をやったところなんですけども、鉱害が生じている土地、物件が、本来有していた効果を回復するように、もうできてると。本来土地が持っているいわゆる力を回復するようなことがもう完了されているという。言葉から読むとそういうことだと思います。

したがいまして、今、妹川議員が瑕疵ある土地と言われるのは、この区域に、いわゆる住まれている、家建てられる方に対して、非常にちょっと悪い言葉じゃないかなというふうには思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

あの近辺の80歳以上ぐらいの方はずっと聞いて回ってください。どんなふうなことを言われるか。私も言われたんですよ、2人の方から。

あそこに4階建ての建物が建ったら、3年も4年もすれば恐らくひびが入るだろうと。陥没して土地が緩むだろうと。よかったですねと。そういうことを言われる人、2人聞きましたよ、直接。

そして、私がずっとあの辺一体を回りましたら、特に山鹿小学校、プールがある。あそこに道路がありますが、あそこの土どめですね。あれはもううねってるではありませんか、こう。それから山鹿小学校から正津ヶ浜のほうに行く道路、大雨が降りますと、あそこは水浸しですよ。私は、今回はそれだけにしておきますけど、ぜひ、鉱害復旧跡地の問題で、地域住民が泣き寝入りしている方がたくさんおられるということがわかりました。陥没してるんですね。だからあの辺に雨戸がゆがんでいるとか、すき間が出ているとか、そういうことがあるということを知っておきたい。そういうふうには思います。いわゆるこれ職務怠慢、瑕疵物件ということも考えられる。損害賠償を訴えられるかもわからない。そういうことを私は懸念しております。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

そもそもどこにどういう建物を建てて、責任持って運営するかというのは、事業者の責任だというふうに考えております。したがいまして、事業者の責任のもとに、そういうご判断をされたということだと思います。

また、この地域につきましては、農地法の関係で農振から外れております。というのは竹並芦屋線ができました。この竹並芦屋線ができたことに鑑みて、その道路の周辺、たしか50メートルぐらいだったとは思いますが、そこの地域は、白地という形で、いわゆるいろんな農業以外の利用に供することができるというふうに、これは農業委員会でもご判断していただきましてそういうふうになっております。

また今後は、その地域については、都市計画法にのっとって、用途地域っていうんですか、それを検討しなければならない、このように考えております。

このような土地については、そこだけではなくて、栗屋のほうにも1件程度、そういう農用地から外したという部分がございます、全体の芦屋町における都市計画上の考え方に基づいてやっているものでございますので、そういう意味では特に問題がないとそのように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

12月の議会の広報日よりですね、要約して書かれてありますけど、山鹿保育所を含めて7つあります。その7つのうち、7つ全ての同意書がそろっていると。山鹿保育所の場合は、町は特養を整備してほしいと要望する側なので、町有地の山鹿保育所の同意書は不要であると。町は特養を整備してほしいと要望する側なのでという言い方ですが、いやこれ、公募されてあるわけでしょう。公募されているにもかかわらず、なぜ特定の業者に要望している側でありますので、町有地については同意書は要らないんだということになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど議員の資料にもございましたように、芦屋町として80床の整備枠をくださいということが、まずこの県の第6次の高齢者の施設整備の計画に位置づけるもともとの出発点。まず町として幾つ要りますよという意思表示をするということで、まず要望しているというのが一つ理由でございます。

それから次に、町の意見書を出して協議書を福岡県のほうに提出するわけなんですけども、この意見書というのは、もちろん芦屋町で、県の整備要項において、町において、一節ごと、一事業者を県に上げてくれという中でやりますので、今、議員言われるように、特定の事業者をいわゆる支援するためということじゃなくて、大きく芦屋町として特別養護老人ホームがほしいという中での協議を行っておるということでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今までの一連の流れを見てもと、課長の答弁は、私は詭弁としか考えられません。

それで時間がもうありませんが、要するに、この町の対応の仕方が、町民サイドの側ではなくて、隣接地権者の方の側に立った内容ではなくて、分筆行為の場所とか、内容、隣接地権者の生活状況等についてね、直接現地を見て隣接地権者に確認すれば足りることであつたんですよ。何ら手間暇のかかる難しいことではなかったということ。それから生活権を奪われる恐れのある住民に対し、守る立場にある町が、面会や説明を拒否する行為は、憲法で保障されている知る権利を奪うことになっていると。

そして、やはり、町が調査とか説明、情報提供、理解、賛同を得ず、かつ県に責任転嫁をする行為は、地方公務員法に規定する職務専念義務に反すると私は考えます。

そしてまた、このことが、意図的に行っていたとするならば、刑法の職権濫用罪にも当たるのではないかと、そういうふうには私は思うんです。

最後にお願ひがあります。先日もお話しておりましたように、やはり、副町長が言われたように、私は地元の隣接地主さんに、なぜなんで、ここまで自分たちが侮辱をされながら、そして長い道のりを歩んできたことに対することを考えてきたときに、やっぱり謝罪をしていただきたいと思うし、また、広報やネットに出す場合には、やはり地主さんたちの誹謗中傷等があるかもわかりません。地主が反対した



ためにまたおくれた。もう来ないかもしれないというそういう思いがされるのではないかということを立てるとともに非常に懸念されております。

そういう意味では、そういう広報に経緯それから中身について十分に検討されて、もしよければ地主さんの気持ちも十分に取り入れるような形でそういう広報だより等を出していただきたいと、それは地主さんからのお願いです。

今でも、そういう誹謗中傷、そしてそれはエゴではないかというような声を耳にするかもわかりません。人の尊厳を傷つける行為、これは痛めつけられたものでしかわかりません。そういう思いを十分に考えていただきたいというふうに思って私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと私のほうからよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

いいです。

○町長 波多野茂丸君

我々執行部といたしましては、議会運営委員会を通じて一般質問、それから議会を通じて通告書をいただきますよね。通告書によって我々は資料をそろえたりいろいろやるわけですが、きょうの妹川議員の一般質問は、なんか妹川議員の個人的な見解というか。

それで、ここ、通告書（1）から（7）、妹川議員出されているわけですね。いろんなこう経緯についてとか。このことにつきまして議長にお願いしたいわけですが、やはりこのことは、やはり議会には議会のルールというものがあると思います。我々執行部が立ち入ることはできないんですが。前回の一般質問でも、前々回でもそうでした。だから、議会のルールにのっとって、我々も真摯にお答えしようとして一生懸命努力しておるわけですが、きょうの一般質問は、この趣意書ではなく、終始一貫して結局、整備要項、このことについての質問であったかと思うわけですが、その辺については、まず、議会のほうで、もう一度議運なり等々で、よく議論していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ただいまの町長のお話の中でありましたが、きょうは私の判断でね、通告書はこうやって出ておりますが、まあ関連質問かなというところで、まあ一応は通告書どおりということで指示はしました。でもまあ、関連質問かなということでやっておりましたが。今後については、今、議会改革もやっておりますし、議運について、議運の委員長さんを初め皆さんにお願いして、通告書どおりに、議会ルールも間違わないように、やっていこうと思っておりますので、皆さんの、議員さんのお力もよろしくお願ひします。

妹川議員の一般質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。

再開は、11時15分から行います。

午前11時02分休憩

午前11時13分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。今回、特別会計の大きな要因でありますボート事業と、そして病院会計事業、この2つについて質問をしていきます。

なお、特別に今回は、病院長に出ていただきまして、要請いたしまして、本当にありがとうございます。

それでは、通告書ののっとり、まず1番目のボート事業会計についてご質問いたします。

約10年前に148億円の、まあこれ細かいこといいますと150億ぐらいかかっているかもしれませんが、145億ぐらいかもしれません。捉え方によって違うんですけども148億円くらいの資金を投入して、3期に分けてボート事業、約5年から10年にかけて新しい建物をつくって、新しい観客席をつくって、器をつくって事業をスタートしたわけですけども、この10年間の投下資本に対する回収がどのような状況なのか。これをまず1点目にお伺いいたしたいと思います。

よろしくご回答をお願いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

施設改善後、投資したものをどの程度回収されているかということのご質問でございますが、ご承知のとおり、競艇事業は、平成22年に芦屋町の単独施行となりました。施設改善はそれ以前に行われているものでございます。その平成22年度の単独施行となった折に、その年度の会計から、現金支出の伴わない費用である減価償却費を内部留保できる環境となっております。

現在は、内部留保金の一部を起債償還に充てておりますが、24年度決算見込みでは、基金や引当金などを含む内部留保金が留保できているという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

それでは、その内部留保金の総額及びここ10年間で一般会計に戻したお金、繰り出したお金、この金額はどのぐらいになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

24年度決算見込みでは、先ほど言いました内部留保金は、約35億円となる見込みでございます。それから一般会計に繰り出したということで、向こう10年でございますが、22年以前は施設会計でございましたので、22年度、今の事業会計からは、平成22年に2,000万、それから23年度に2億、24年度も予定で2億繰り出す予定でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

わかりました。

昨年度、私たち議会のほうに、今後10年間の内部留保金のトータルと、今後10年間の一般会計に繰り出すお金、大体2億ずつぐらい出ておりましたけども、これをトータルすると、過去10年間の内部留保金及び一般会計に繰り出したお金、これのトータルで結構ですし、または数字的に10年後はこうですよということでも結構ですけども、その数字をお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

昨年お示ししました財政計画でございますが、一番、売り上げというものは物すごい重要になるわけでございますが、平成24年で見ますと、売り上げ状況も若干下げどまり感があるかなというふうに認識しております。このような状況の中から、昨年お示ししました財政計画では、24年度以降33年度まで、毎年2億ずつ繰り出せるということで、10年間で20億の繰り出し。それから、内部留保につきましては、基金として毎年1億ずつ積み立てるということで、これも予定どおりということで、基金それから現金預金、合わせて47億。合計でございますね10年間、47億の留保ができるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると内部留保金だけをいいますと、ここ10年間過去でためたのが35億、47億。そうすると82億ということですのでよろしいですかね。内部留保に、10年後に、今の予測で。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

先ほど申しました向こう10年後の内部留保金の中には、現在ためてます35億を含めてということでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、一般会計に繰り出すお金が2億ずつ10年間続いても20億なんですけども、過去10年間に戻したのが4億2,000万だと思いますんで24億2,000万。24億2,000万に内部留保が35。それトータル足したら幾らになるんでしょう。

○議長 横尾 武志君

事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

今のご質問で、先ほど24年度見込みで、基金等々で35億ということをお申しま

した。それからトータルで48億というふうに申したと思います。それは48億の中に35億は含まれておるということでございます。

それから4億2,000万、これにつきましては一般会計に2,000万、2億2億繰り出したということで、あと向こう10年間でいくと20億プラスして24億2,000万ということでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

すいません、細かい数字でありありがとうございます。

そうしますと、10年前に芦屋町が投下した資本が、先ほどから148ということで提議させていただきましたけども、ボート事業会計というのは、やはり利益事業というふうに考えておられると、昨日の町長のほうのでも。まあ2億ずつ入ってきてるから、非常に寄与しているということですけども。

私の今回の質問の趣旨にありますように、投下資本に対する回収から見ると大きく不足していて、これの社会情勢、皆さん方の努力というのは別にして、結果として20年間かけて148億を投下しても、その投下資本は回収ができない事業という判断に立ちますけども、この点についていかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

現在、設備投資するに当たりまして、全額載ってたわけじゃございません。約40億程度の起債をしております。この起債償還というのが、現在まだ毎年償還している状況でございます。これは先ほど言いましたように、減価償却の内部留保できる関係になっているということでございますが、そのうちの一部で消化に充てているということで、向こう10年間でその起債償還がほぼ完了するというようになっております。そうなりますと、それ以降につきましては、起債償還に充てる必要がなくなりますので、それ以降は留保金がさらに確保できるという環境でございます。以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

私どもが148億を、まあこれは起債があったとしても100億ちょっとのお金を投下しているわけですね、現金的に。我々の内部のほうからですね。そのお金は、ボート事業が、その前のいいときのお金を引き継いだお金でありますけども、これも。しかし町民のお金を投下していると。20年かけてもその投下資本に追いつかないということが現状であるということだけは、皆さん方に認識していただきたい。我々議会も認識すると。

そういう中で今後、この特別会計でのボート事業、私はもうからないからやめなさいとかっていう話をしてるわけじゃなくって、ボート事業というものを今後どのように考えるのか。利益を大きく生んできた昔と違ってきているよという現実だけを今お話ししているわけです。そういう中で、今後についての方向性についてはどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

事業局次長。

**○競艇事業局次長 大長光信行君**

今後ということですが、当然、競艇事業は収益事業でございます。そのためには、収入をいかにふやして経費を抑えるかということになるかと思えます。経費の削減につきましては、かなり今やっておりますが、大きく、その収入増の面でございますが、先ほどもちょっと触れましたけれど、平成24年時の各種の公営競技の競技別の売り上げを見ますと、オートレースを除く他の公営競技につきましては、前年度を上回っているという状況でございます。それを踏まえて、先ほど下げどまり感があるというような表現をしたわけですが、同じくオートレース芦屋におきましても同様の増になっているということでございます。

こうした状況の中で、今後長い期間というのは、なかなかこうだということは言いにくいんですが、こうした状況の中で今後においても本場や電話投票、オートピアなどの売り上げ増に向けてお客様あつてのレース場でございますので、常にお客様のニーズを的確に捉えて、売り上げ向上策に取り組みながら安定的な経営を目指しておりますので、まあ10年定めております財政計画の内容は、十分期待できるものと考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

10年間の今後の計画、私もつぶさに見させていただきまして、こういう公営ギャンブルというのは、斜陽の中で非常に頑張っておられることは非常に私もわかります。

しかし、何度も今さっきから言いますように、投下資本に対する回収というのは、やはり非常に難しいということを前提に置く中で、オート事業としては売り上げとかいろんなことをやるでしょうけども、もっと執行部として考えるべきことがあるんじゃないかと思う。やはりこのオート事業というのは公営ギャンブル、ほかのギャンブルと同じように、まあ確かに頭打ちになってきてるかもしれないし、底を打ったかもしれないけれども、やはりそれでも底を打ったと言いながら、出て行くお金だけ、いわゆる中で留保できてこない、または一般会計に繰り入れて、もう2億がせいぜい限度だと私は思うんですね。そうしたら、我々議会もそうですし、執行部もそうですけども、次にオート事業を永続的に、もっと利益を生むためのことをやらなきゃいけないと思う。これが一つの鍵だと思う。今のままのオート事業だけをずっとやっても、皆さん方が出された、非常によい計画ですけれども、それでも回収はできないんだから、そしたら執行部、議会は、もう一度原点に戻って、オート事業を価値あるものにするには、何を付加価値をつけるか。これが我々の課題だと思うんです。これは私としての、議員としての課題だと思っておりますので、特別会計におけるオート事業というのは、芦屋町を大きく左右するものですから、今後ぜひ執行部におかれましても、このオート事業をどのようにするかの付加価値をつける、もう一つ何か加えて、オートも存続できるという計画をつくっていただければと思います。

1つ目のオート事業についてはこれで終らせていただきますけども、2番目の、同じような特別会計で病院事業があります。

これもやはり、今のオートと違って、一つ違うのは内部留保金、建設資金を減価償却ということで内部留保しますけども、病院の場合は、町民のための福祉医療体

制ということで、逆に繰り出すことの必要性はありません。町民のためにいろんな福祉医療体制をすることで、その分は十分カバーできる事業だと、ここ10年間私も見てきました。

去年から病院事業、新しく器を変えてやっていきたいという執行部のご提案がありましたけども、これまでの病院の計画、きょうまで計画出されている経緯についてのまずご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

お答えをいたします。

町立芦屋中央病院は、昭和51年10月開設以来、町民のために医療を提供し、地域医療の確保に職員一丸となって努めてまいりました。これからますます高齢化が進む中、医療の必要性は高まるばかりですが、芦屋町には5つの内科系診療所しかありません。町内で唯一の入院施設を持ち、高齢者医療に必要な多くの診療科を持つ町立病院が、この地域で近隣の大学病院や救急病院や診療所などの医療機関や、行政機関等の連携を図りながら公正公平な医療を提供し続けていくこと、町民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することが町立病院の使命であると考えております。

ただし、町立病院は開設から37年を経過して老朽化が進み、施設設備などさまざまな問題が顕著にあらわれていることより、老朽化対策は重要な課題と認識しております。

その老朽化対策につきましては、平成18年度に作成した病院施設整備マスタープランを初めとしていろいろな検討を重ねてきました。その中で、病院施設整備においてその財源に過疎債を充てることができるようになりました。

町立病院は開設37年目となりますが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、耐用年数が39年となっていることから、その対応については、喫緊の課題であり抜本的な対策が必要となってまいりました。このようなことから平成23年12月に、医療に関する有識者及び町民の代表者から構成される町立芦屋中央病院事業検討委員会が設置され、町長より町立病院の役割、経営、施設のあり方などについて諮問を受け、平成24年3月に答申がなされました。こうした中で議会では、病院事業に関する調査特別委員会が設置され、町立病院の今後のあり方などについての調査検討が行われ、その報告が平成24年6月になされました。

また、平成24年5月に医療に関する有識者及び町民の代表者から構成される町立芦屋中央病院経営形態検討委員会が設置され、町長より町立病院が担う医療機能及び将来構想、経営形態などについての諮問を受けて、平成24年12月に答申がなされました。

この2つの検討委員会の答申では、町民の意向を踏まえ、町立病院は存続すること、そのためには老朽化が進む施設の整備方針として、総合体育館横の造成地への移転建てかえが最も望ましいこと。この地域で町立病院が果たす役割、医療機能、病床数、診療科目など、将来目指すべき具体的な方向性が示されております。

また、経営形態につきましては、地方独立行政法人化が最も望ましいとされました。これらのことを踏まえ、町として検討した結果、町立病院の移転建てかえの方針を決定し、平成24年11月15日号の広報で、町民の皆様にお知らせをしているところです。

その後、芦屋東公民館、中央公民館、山鹿公民館で計3回の住民説明会を開催し、町民の皆様へ説明を行い、ご意見をいただきました。これから新病院の基本計画を策定するわけですが、以上のことを踏まえ、この計画に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ここ1年間での活動、それからその前からの活動について説明いただきましたけども、今回の新年度予算に、いわゆる病院の基本計画を策定するという予算が上がっております。これ、私、統括委員会ですから、委員会の中でもしっかり聞きますけども、この基本計画というものはどのような目的で、また内容的にどのように持っていくための基本計画なのかをお示ししたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊宏君

お答えいたします。

新病院の基本計画につきましては、現在、業者選定が終わり、基本計画の策定に着手しようとしている状況であります。今後のスケジュールは、基本的な調査及び院内の聞き取り調査を4月から5月までに行い、その後、具体的な各項目ごとの運営方針等を決定し、本年9月ごろには一定の素案ができ上がる予定でございます。この素案ができ上がった段階で、議会及び町民の皆様にお示しをすることができまので、この時点で説明を行い、ご意見をいただきたいと考えております。

ちなみに、基本計画の最終的な策定は、今年の12月までに終了するように予定をしております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今年の9月に基本計画ができるということですが、その時点に至るまでは十分な検討を行い、なおかつ議会のほうの特別委員会の中でもご報告の中に、結論の中につけてますけど、やはり町民との一定の理解をする中で、この基本計画を9月にお示しいただき、議会にも町民にもきちんと説明していただいて、12月に完成するという。この辺の遅滞ない相互理解をしていただくことを望みまして、次の質問に移りますけども、先ほどのご説明の中で、独立行政法人に移行をしたいという意向でしたけども、この独立行政法人に移行する目的、メリットはどのようなになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊宏君

将来的に進むべき病院のあり方につきましては、先ほど申し上げました事業検討委員会や経営形態検討委員会の答申が出されているところでございますが、いずれにいたしましても、その中で最も重要な課題として、医師の確保があるというふうに認識しております。さらに将来、地域における町立病院の目指すべき医療を提供していくためには、医師の確保はもちろんのこと、医療を取り巻く状況の変化など、

その対応へのスピードというのが重要というふうに考えます。そのためにも今後の町立病院の経営形態につきましては、病院に権限があり、あらゆる面で意思決定が機動的かつ柔軟に行える地方独立行政法人への移行が最も望ましいと考えております。

ちなみに、地方独立行政法人化をいたしましても、病院は町の保有ということに関しては変更がございません。経営に関して、病院の執行部に権限が一部譲られるということをございますので申し添えておきます。

なお、医師の確保のためには、医師の給与体系の抜本的な見直しを早急に行わなければなりませんし、その他勤務環境の改善に加えて、学会や研究会などの研修、この研修に対する支援対策の強化などの条件の整備が必須であるというふうに考えております。これらの条件整備がなされれば、さらに独法化によって医師の身分が非公務員化すること、医師がそういう自分のイメージとして持つ非公務員化ということに関しては、大きなメリットがあるというふうに考えております。これは大学病院の医局、教授へのいろいろな人員確保のためにお願いに参ることが多いのですが、そういうときにも先方のほうから独法化するということに関しては望ましいというふうにご意見をいただいているところでございます。

そういうメリットなどを勘案すると、条件が整えば、今後、医師の確保については、それほど大きな問題ではないかなと思います。現状では条件が整っておりませんので、苦勞しているということをございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この独立行政法人化については、経営形態の委員会の報告書を私も読ませていただきましたけれども、この中にはたしか3カ年をめぐりに、この辺の独立行政法人をなさうというふうに委員会の答申が出ておりましたけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊宏君

独立行政法人化の時期については、先ほど今井議員おっしゃったように、答申書の中には、3年を目途にというふうな記載がなされております。ただ、その移行の時期について、町としては、まだ決定をしておりませんが、新病院の今後の経営のこと、先ほど申し上げた喫緊の課題である医師の確保を初め、諸問題に対して速やかな判断を求められる事項が今後山積するということが予想されます。諸情勢が整う、あるいは種々の手続が円滑に行われるということを考えますと、そういう条件化であれば、なるべく速やかに独立行政法人に移行することが望ましいというふうに病院としては考えております。喫緊性、準備期間を考えると、早ければ平成27年度から、遅くても平成28年度から地方独立行政法人へ移行することが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君



一つだけ、その独立行政法人する前に、考え方として、民間、いわゆる国も自治体病院をやめて民間活力を生かしなさいというような話も出ておりますし、民間移譲とか、民間譲渡というようなお考えについてはどのようにお考えですかね。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊宏君

国が定めております公立病院の改革プランの中には、町立病院が現在、経営形態として持っております、公営企業法の一部適用のほかに全部適用、それと指定管理者、独立行政法人化、さらには民間譲渡ということがございますが、今、今井議員がご質問であります民間移譲については、実際には民間譲渡した場合には、当然のようにその売却先であります医療法人であったり、その他の団体であったりするわけですが、それらの経済的な効率ということを、当然のように求めて行動することが予想されます。その中には、病院の今、町立病院は137床の病床数を持っているわけですが、これは北九州医療圏の中では病床の制限がございまして、新規に病床をふやすことができません。だからそういう場合に、医療法人の一つの手法として、町立病院の137床の病床の権利というものを、目的として参入してくる可能性があります。もしそういうことになると、芦屋町からいわゆる137床の病院が消えて、ほかの北九州医療圏、これ、どこに持っていてもいいわけですから、北九州市の中心部に新しい病院を建てるというふうなことを計画されても、それはもう制限は何もかかりませんので、とめることはできないということになります。そういう、病床を失うという可能性を秘めている民間譲渡ということに関しては、かなり問題が大きいというふうにと考えると、

つけ加えて、指定管理者についてもご質問ございましたけどもお答えをしておきますと、指定管理者に関しては要するに、経営の継続性ということが病院事業の場合には非常に重要なわけですが、そういうものが損なわれる可能性を秘めております。そういうことから、民間への譲渡あるいは指定管理者というのは、町立病院の次の経営形態としては望ましくないというふうにと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

よくわかりました。今後、私たちも委員会の中でその辺をきちんと詰めてお聞きいたしますし、9月までの基本計画ができる中で、またさらに町民と一緒に理解していく、そのことが重要だというふうに思いますが、一方、今、芦屋町の病院の中に、いわゆる先ほどのボートと同じように、内部留保、保有金というのがあると思うんですね。そのお金を使って新しい器をつくるということでしょうけども、この辺の内部留保金というのはいくらあって、当然新しいものをつくるには借入金も出ると思うんですね。この辺の計画について、今わかる範囲内でいいですけども、どのぐらいの金額になって、その負担をどのように考えておられるのかということについてご質問をいたしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊宏君

お答えをいたします。

平成25年1月末の現在で約29億3,000万円の現金を保有しております。しかし実際には、退職引当金、修繕引当金などの引当金が、現況では十分に積み上がってはおりません。また、移転新築となると、現在借り入れている起債の残高を返済しなければなりません。また、建てかえの資金や高額医療機器の購入を考えますと、この29億3,000万円の保有金額というのは、必ずしも潤沢にあるとは言えません。

ただし、今回の建てかえに関する経済的な裏づけとしては十分な金額であるというふうに考えております。

次のご質問でございますが、現在のところ病院建設に関わる金額につきましては、41億6,600万円の予定であります。その財源は、過疎債、病院事業債を充てることを考えております。このうち国からの助成が、借り入れ予定額の2分の1である20億8,300万円ありますので、残りの20億8,300万円のうち、町との協議により、病院が返済する金額は16億6,000万円となります。これを30年かけて返済するということになります。これを単純に、要するに病院が返済する金額を返済する年数で割りますと1年当たり約5,500万円の支払いということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

大体の数字はつかめましたけど、一般会計からも今のお話ですと16億とか、4億5億、すいません、私今計算できないけど、どのぐらいの金額を一般会計から出していこうと思っているんですか。今の計画でいいですけども。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今の数字の説明からいきますと、一般会計からは4億1,000万、2,000万円程度ですね、5年据え置き、25年償還、30年で割りますと年間一千三百、四百万円程度が実繰り出しのルールに基づいて出す予定というふうに今の状況ではなっております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

わかりました。こちらのほうの病院のほうは30年償還ということで、この辺については委員会のほうでもしっかり私どものほうでまた質問していきますので、ぜひこの辺のバックグラウンドがしっかりと、いかに器建てても中身が経営できないということになりますので。まあ利益を上げる事業じゃありませんけども、しっかりとした経営で町民の負担がないような、しっかりとした経営をしていくということが重要だと思います。

それに伴いまして、当然、自治体病院からですから、国から補助金がきて3号、4号補助金あると思うんです。この補助金のいわゆる一般会計からの繰出金という言い方になるんですけど、この辺については減額なんかをされて入ってるんですけど、今の現狀的にはどのようになっているのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊宏君

現在、芦屋町に町立病院があることによって、国から交付税措置が行われるわけですが、それは重ねて申し上げますが、病院があることによって、町に国から入るお金というふうに理解していただくとよろしいんでしょうけども、その国からの普通交付税措置額は、年度によって若干異なるんですが、約1億2,000万から3,000万程度あるというふうにお聞きしております。

実際には、町からの病院事業への繰入金は、平成16年から平成22年度までの当初予算の段階では毎年6,000万円、平成23年度からは9,000万円となっております。町からの繰入金については、昭和51年開設以来、経営状況の悪い時期において、町の財政の状況がよかったこともあり、多額の繰入金をしていただいていることは承知しております。今後も、普通交付税措置限度額まで病院事業に繰り入れていただけるよう、町当局との調整を続けていきたいというふうに思っているところです。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今の、いわゆる繰出金、繰入金、3号、4号の補助金につきましては、ぜひ新しい建物をつくる、まあこれはどこにつくって、どんなふうになるかっていうのは基本計画9月にできてくると思うんです。この辺がしっかりしないと、やはり病院の経営基盤ということに大きく影響しますので、委員会でも申しますけども、ぜひ執行部のほうとしても、町民の医療体制を守るためにも、この、いわゆる補助金については全額を、病院のほうは今30年で6,000万と言っていましたから、1億1,000万、国から来るのであれば、十分な経営ができますので、この辺を十分措置していただくようお願いをいたします。

最後になりますけども、去年の12月に、今のボート事業と病院のほうは、既に特別会計で複式簿記になって減価償却の内部留保金をして会計をしております。12月に議会皆さんの意見をいただいて、一般会計も同じように今回、複式簿記に、今後なる予定です。そうすれば一層、今の質問、私が病院とボートでしたように、内部留保金はどうなっている、そこでやった投資の金額はどうかと、明確になってくると思うんです。

今後、この辺を一層執行部としても、また議会としても、私たちとしても、努力いたしますので、一般会計、特別会計、町民に迷惑かけることなく、福祉だとか、利益を上げていくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。再開は13時15分から始めます。

午前11時52分休憩

午後1時13分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上。一般質問を行います。

芦屋町立病院について伺います。平成24年3月22日に町立芦屋中央病院事業検討委員会は、総合運動公園内造成地への移転建てかえを答申しました。また、平成24年10月29日に町立芦屋病院経営形態検討委員会は、現在の地方公営企業法の一部適用からおおむね3年をめどに独立行政法人、非公務員型への移行が最も適すると答申しました。これらを踏まえて、将来にわたり必要な地域医療を確保し提供し続けるため、町は移転建てかえの方針を決定し、今後は経営形態のあり方も含めた基本計画が策定されます。

きょう午前中、今井議員からも病院の問題で答弁ありましたが、重なる部分もありますがよろしくお願ひいたします。

そこで、次の点を伺います。

まず、第1点目に、自治体病院の使命についてどう考えるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

自治体病院の使命についてということですが、自治体病院は、地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することが使命であります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

自治体病院の倫理綱領の中に、使命としてそういうふうにならわれております。

また同じように、行動指針の中では第5点目として、健全経営の確保ということがうたわれています。これには、自治体病院は公共性を確保するとともに合理的かつ効率的な病院経営に努めることにより、健全で自立した経営基盤を確立するというそういったことがうたわれています。

ということは、自治体病院というのは、公共性の確保と経済性、こういった2つのことを追求しなければいけないということです。まず第一に公共性の確保が優先し、そして経済性という、これが公立病院の行動指針の中にちゃんとうたわれているわけです。

それでは、2点目の芦屋町立中央病院の開設の理念はどういったふうになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

お答えいたします。町立病院につきましては、昭和51年開設以来の理念がございます。その理念につきましては、芦屋中央病院はより信頼される病院を目指し、開設から次の3つの理念を掲げて患者さん本位の医療を考え、日常診療においても、

説明と同意のもとに診療を心がけております。

その3つの開設理念でございますが、1番目は、地域住民に信頼される病院、2番目が地域医療機関に信頼される病院、3番目が職員に信頼される病院。この3つの理念のもとに開設以来、今まで地域医療の確保に努めているところでございます。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋中央病院が発行している「かけはし」という広報紙があります。この広報紙の表紙に、病院開設の理念ということで、地域住民に信頼される病院、地域医療機関に信頼される病院、職員に信頼される病院という、こういったことを明確にうたっています。先ほど言った自治体病院の使命、倫理綱領に載っていたことと公共性と経済性を追求すること、そしてこの芦屋病院の3つの理念、これが、病院を運営していく基本理念ということになるとは思います。それは間違いはないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

間違いございません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは次に、第3点目の、経営形態検討委員会の答申では、中央病院の経営形態として独立行政法人が最も適しているとしていますがその理由について伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

経営形態検討委員会の答申では、新病院の医療機能を実現するために、医療従事者等の確保が重要であり、そのための待遇の改善が必要であると示されております。

医師については、給与を引き上げ、プラス評価によるインセンティブ制度の導入を目指すこと、働きやすい職場環境を実現し、医師の確保、定着化を図ること、看護職員及びコメディカル職員については、給与の適正化を目指すとともに、資格、認定取得等の要務に応じた給与制度の見直しを目指すこと、またスキル及びモチベーション向上のために、教育制度の充実化に取り組むことで、働きやすい職場環境を実現し、職員の確保定着を図ることが示されております。

これらのことを達成するためには、病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による総合的な経済改善の期待が大きい。自立性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が最も望ましいと考えております。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私は、議会と自治体病院の関係というふうに見れば、私は議会の役割としては医療従事者、そこで病院で働く方、そういった方々が良好な医療を適正に提供する、そういった環境を整えるということが議会の役割だということで、特殊な現場であ

る医療現場に余り口を出すことは好ましくないというふうには考えてます。

しかし、この町立病院の移転、経営形態の問題については、経営形態を変化させるということは、地域医療に大きくかかわる問題ということで、そういった点では住民生活と大きなかかわりがあるので、こういったふうにあえて質問させていただきますけど。

朝の今井議員の質問の中でも、病院長がやはり医師の確保がやっぱりなかなか厳しいと、そういった中で、医師の確保のために独立行政法人が必要であるということをおっしゃってました。

また、民間移譲について、また指定管理者そういったものについては、行わないということを明確に明言されておりましたのでそういった点では大変心強い答弁だったというふうに思いますが、この独立行政法人になった場合、独立行政法人法の第2条の中で、設立の定義、目的の中では、自治体が直接実施する必要のない業務で、民間に委ねては確実な実施ができない恐れのあるものを法的に行わせるために設立する法人という、こういったふうに明記してます。

運営面では、目標による管理と適正な業務評価、業績主義に基づく人事管理が制度の柱とされており、給与制度にも持ち込まれるが、このようなことが医療現場になじまないこと、また経営の効率化のみを優先すれば、本来の病院自治体の役割が果たせない、先ほど言った第1点目と第2点目の病院の基本的な使命、こういったことが阻害されるのではないかと。独立行政法人では、経済性の原則だけで公共性の原則が消えるというふうに私は感じています。

そこで、一点提案したいんですけど、徳島県立病院の事業管理者に塩谷泰一さんという医師がおられます。

この方は、負債が25億円という全国一の断トツの赤字病院だった香川県坂出市立病院を院長就任後、わずかに2年で黒字に転換させ、その後、徳島県立病院も事業管理者に就任いたしまして、翌年には10年ぶりに黒字化させたということです。

これはまあ徳島県立病院というのは、事業管理者ということなんで、全部適用されていると思いますが、総務省がこういった公立病院改革ガイドラインに基づき経営の効率化、再編ネットワーク、経営形態の見直しを進める中、全国の自治体病院の医療シンポジウムで、自治体病院はどこに行くのかと題して、各地で講演を行っているという先生です。

私は、この先生の講演をインターネットで拝見したんですが、単に赤字の病院を黒字に転換させたという部分だけ捉えて、まあ、きっとリストラとか部分統合、こういったものをもって黒字にさせたんだろうと思ってましたが、この内容を見て、自分の考え方の浅はかな先入観というのを反省したわけです。

塩谷先生は、自治体病院は何かという基本理念に立った病院経営の考え方が本来必要であり、昨今の自治体病院バッシングや改革イコールリストラという理論の中には、このことが座っていないんだということを鋭く問題提起してます。その上で、特に自治体病院の医療は地域の文化である。自治体病院は医学的に正しい医療をやっているだけではないのではなく、社会的に正しい医療を行わなければいけない。病院ボランティアに参加してくれる地域住民には、医療の立場からお返しをする。地域住民も、医師が逃げ出したり心が折れてしまわないようにサポートしてほしい。経済効率のみに考えるのではなく、行きたい病院になるように誠心誠意仕事をするなど、まあ、話を聞けば、大変勇気の湧く内容となっております。

この先生は、今言ったように、徳島県立病院の経営形態検討会議とかそういった

ものの中に管理者として参加されているんですけど、この会議の中で、独立行政法人について言っています。現在、総務省が公立病院ガイドラインという施策を打ち出している。病院の改革について3つの視点から考えているものであり、それは経営の改善、再編ネットワーク化、経営形態の見直しという視点である。再編ネットワーク化は非常に大事なことであり、経営の改善も非常に大事なことだが、私の一番の関心事は経営形態の見直しについてである。総務省のガイドラインでは、例えば私のような管理者を置き、権限と責任を与えて運営していく体制である。地方公営企業の全部適用に対してはかなり懐疑的な結論を出しており、総務省が求めているのは、地方独立行政法人化である。それも公務員型ではなく非公務員型の独立法人である。しかも、独法化は公的医療からの途中下車駅にすぎず、終着駅は、公設民営化あるいは民間移譲であると思う。そういう状況で選択を迫られており、私は非公務員型の独法化には反対である。日本の医療の中核をなすのは自治体病院であるという認識を持っており、全適にとめ置かなければ日本の医療は崩れてしまうということを言っています。

独法化は、公的医療からの途中下車駅にすぎず、終着駅は民営化、民間移譲という、こういったことを言われています。この中の、ほかの委員さんは、これらこういった意見に対してどういった考え方を持っているかということ、1人の委員さんは、結局は、全適にしる公設民営化にしる、独立法人化にしる、ケースバイケースではあるが、徳島で独立法人化を行うと潰れるのではないかと感じる。特に地方が弱い今の時代において、全て総務省の改革の規則、公式に当てはめるのは危険ではという考えである。また、別の委員は、僻地医療がこのような状況で崩壊するのを防止する立場にある県立病院が独立法人化を行えるはずがないというのが常識ではないか。だから、全適や地方公務員であるために起こっている問題というのは、解決するための苦労は多くあると思うが、そのために独立法人化や公設民営化を行うという手段は、医療の崩壊を早めるだけの話ではないと思う。

もう一人の委員さんは、改革ガイドラインには、2つの信仰がある。1つは民間はすばらしいという信仰である。そうしてもう一つはネットワーク化である。しかし民間病院が公立病院より優れている面というのは余りない。確かに自由度はあり、狭い建物もつくることはできるし、安い事務員も採用はできる。ただそれだけだ。

こういったように、ほかの委員さんも、やはり独立行政法人化というのは、やはり自治体病院としては問題があるということで、そういった方向には進まないというような論議になったというふうに聞いています。

そういった点で、地方公務員法第30条が適用される自治体病院で、私はやはり、存続をすべきというのが私のやっぱり一番基本的な考えです。自治体病院は、なんで今一部適用を行っているのかということ、やはり地方公営企業の一部適用という規定があるのは病院企業のみです。この規定をつくった理由は、病院事業が企業として能率的に運営されるべき点は、他の公営企業と同様であります。これに比べて採算性が低くかつ保健衛生、福祉行政など、一般と関係が密接であることなど、若干その性格を異にするため、こういったことで一部適用というふうになってます。

ですからやはり、病院事業にはやはり一部適用が最適であるが、最低限でもやっぱりその問題点を解決するんであれば全適でも私は可能ではないかと。こういったような全適で、再生をやっている病院もあるということで可能ではないかというふうに思います。

そういった点で、きょう朝午前中に、院長が言った思いも十分わかるわけですね

ど、そういったところを見れば、私は全適でもいいのではないかというそういうふう  
に考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

確かにそういう意味では議員さんのおっしゃるとおりであるかもしれませんが。し  
かし、総務省が公立病院改革ガイドラインを出したのには、やはり公立病院が赤字  
の病院が非常に多いという観点の中でガイドラインの改革の一つとして、経営の効  
率化というような方針を打ち出しております。そういうことを考えますと、経営の  
面では、朝の答弁で院長が申しましたように、やはり実際経営を行っている病院サ  
イドに権限があって、その裁量権の中でいろんなことを決められるそういうスピー  
ドが医療の現場では実際に必要なところがかかなり多い面があります。そういった意  
味で、なかなか改革が進められないという点からも、やはり国が打ち出してます公  
立病院ガイドラインの中で、一部適用の選択はありませんが、全部適用の選択はご  
ざいます。ただ、ガイドラインの中でも、やはり改革が十分にできていない病院が  
非常に多いという指摘もございます。そういった意味では、やはり病院側に裁量権  
がある、いろんな意味で迅速に速やかに判断できる独立行政法人のほうが経営的に  
は望ましいのではないかなというふうと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

朝の答弁でも、やはり医師の確保の問題とかっていうのは切実な問題があつて、  
それを解決するためという現場が望んでいるという、そういった点は大変理解で  
きるわけですけど。仮にやむを得ず独立行政法人を導入するという、そういったこ  
とになった場合において、やはり先ほども言いましたように、住民の意見を広く聞  
く、アンケートをとるとか、また先ほど言ったように、医療シンポジウム、こうい  
ったものを行い、住民に十分な理解を得ていくという、また後でも述べますけど、  
やっぱり新しい形態の病院では、住民がやはりどう病院を自分たちで守っていこう、  
大きくしていこうという気持ちがない限りにはやっぱり成功しないと思うんで、そ  
ういった病院に対する関心を高めて理解してもらうためにも、医療シンポジウムな  
どを、先ほど言った塩谷先生とか、そういった先生を呼んで、やって、理解を深め  
ていくべきだと思いますがその点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院につきましては、もし独立行政法人になりましても、町の病院に変わりませ  
ん。そういった意味で、独法化になっても病院機能が変わることもないし、今まで  
どおり住民の方にも同じように診療を受けていただくことができる、そういう観点  
からして、経営の中身が独立行政法人化になるということでもありますので、どこが  
変わってくるかと申しますと、働く人たちの労働条件とか、あと先ほど申しました  
決定権が町にあるのか、病院にあるのかと、そういったところが変わってくるわけ  
でありますので、そういう点は十分に住民の方、また働く人、今後、独立行政法人  
化になると決定したときに十分に説明をしながら、また理解を得ながら進めていき



たいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

決定した後ではなくて、やはり決定する過程の中で、住民に対してそういった情報を提供して声を聞いて、その中で、住民が、いやそういった方向になるならぜひ独法でやってくれという、そういった合意を得て決めるべきだというふうに私は思いますのでね。その時期としてはやはり決定してからではなく決定する過程の中でやはり住民の声を聞いていくべきだというふうに思います。

続きまして、給与構造の見直しについてですが、4点目ですね。

経営形態委員会の答申では、給与構造を見直すとしていますが、具体的にはどうなるのかという点について伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

給与構造の見直し、具体的にどうなるのかということでございますが、もし独法化になった場合、地方独立行政法人法の定めの中に、その給与に関する項目がございます。その中で、社会一般の情勢に適合したもの、職員の勤務成績が考慮されているものでなければならぬとなっております。したがって、実際、事務的には当院の近郊病院等の状況を調査した中で総合的に判断した給与制度を構築していかなければならないというふうに考えております。職員の勤務成績を考慮するために人事評価制度を導入し、能力成果主義を取り上げた適正な評価を行って、給与に反映させることが、職員のモチベーションの向上を図ることができるものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

給与構造の見直しについては、午前中の院長の答弁の中でも、医者給与を引き上げていくということもあるし、プラス評価によるインセンティブ制度導入を目指す医療以外の負担を軽減していくということ。また、看護職員及びコメディカル職員については、給与の適正化を目指すというふうになってきましたね、先ほど言ったように。

そういったふうになれば、当然、現在のそういった職員さん自体が民間より高いので、そこから現状の引き上げを目指すということになるとは思いますけど、働く現場では医者については給料を引き上げる、職員については看護師とかも含めて給与制度を見直して、現在より低くなる可能性が強くなるというふうになります。そういったことになると、私は例えば、病院については確かに医師不足という問題が切実な問題としてありますがそれだけではなく、看護師不足というのも大きな問題となっています。こういったように給与が削減する中で、看護師が離職をする、こういったことも懸念されます。

また、看護基準が現在10対1の割合ですが、これを芦屋町立病院はどうか維持されているというふうに思いますが、こういったふうに看護師が離職することに

よって、この看護基準が満たされなくなる問題なんかも生まれてくると思います。例えば、中間の市立病院なんかでいえば、この看護基準が満たされなくて、ベット数はあるが看護師が足りなくて入院ができないという、入院にも制限を行わなければいけないということが生まれています。そういった懸念がないのかということをお心配します。

病院の開設の理念の中に、職員に信頼される病院というのがありました。果たしてこれが守られているのか、そういった点で、現状はどのようにお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

確かに看護師の確保につきましては、現在も大変苦労しているところであります。採用しても離職がある、でまた採用する。その繰り返しが実態でございます。看護基準につきましては、現在10対1をとっておりますが、現在のところ、病院機能等考えますと、7対1への移行は現在のところは考えておりません。

ただ、看護師の給与体系であります。当院は、地域の病院と比べても低いとは考えておりません。若干高いのかなというような印象を受けております。今後やはり看護師がいないと、特に病棟に関しては病院機能がとまると、先ほど議員さんが言われましたように病棟を閉鎖しないといけないと、そういう状況等が生じてくる可能性がありますので、そういうところに関しては十分な検討を行い、適正な給与体系にしていければと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひそういったところも考えて今後していただきたいと思います。

それでは次の、職員の身分労働条件はどうなるのかということについて伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

職員の身分労働条件はということですが、若干給与のところも身分のところに入ってくるのかと思いますのでダブるところがあるかもしれませんが、まず、身分につきましては、現在は地方公務員です。地方独立行政法人に移行すると、その法人の職員となり公務員ではなくなります。労働条件につきましても、その法人である地方独立行政法人が独自に定めた給与表、休暇、ボーナス、その他各種手当等によるものとなります。いずれにしても、地方独立行政法人法の定める、先ほど申しました社会一般の情勢に適合したものとならなければならないため、この考えからして、そういう労働条件等は逸脱したものにはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国会で一般地方独立行政法人の成立過程の中で論議されたのは、本人の意思にか

かわりなく公務員の身分が失われる点というんで問題になりました。総務大臣も問答無用で公務員身分を剥奪することにちゅうちょを示して、本人がどうしても嫌だという場合は、それは事実上、運用上いろいろな工夫の余地がある。人事配置上の話し合いでいろいろな手があると答弁してます。同時に、公益的法人への一般職の地方公務員派遣に関する法律の改正によって、派遣期間が3年間最長5年間となっている本則を、地方独立行政法人への職員派遣に限っては最低10年の派遣期間とする改定が行われてます。

つまり、一般職の公務員の場合には、本人が非公務員になって採用されるのか、また、公務員のまま10年間派遣という形でされるのかという、こういった2つの選択をすることができるというふうになりました。また、病院の職員の場合は、これは先ほど言われたように、まあ問答無用で地方公務員から独立行政法人の職員になるというそういった状況になると思いますが。

それで、先ほどの問題ともちよっとかかわるんですけど、独立行政法人になって、公務員でなくなった場合ということですよ。自治体病院の職員には、現在の公務員には、公務員は全体の奉仕者でなければならないという地方公務員法の、先ほどの第30条が適用されています。価値観が崩壊した世の中で、住民のために一生懸命に仕事をするのと病院職員の行動指針が法律で定められているのは、自治体病院だけです。やはりこういったこの法律の存在が公的医療を維持する根拠であって、自治体病院の存在意義でもあるわけなんです。

ところが、これが公務員でなくなった場合になれば、やはり自治体病院としての存在している意義の、まず第1番大事な面がなくなるという問題が起こります。そういった点ではどうなるかといえば、先ほども独法の問題では、利益を追求するという問題言ったわけなんですけど、独立行政法人では、病院職員の行動指針が法律で定められていないこと、そういった中で病院が破綻するという、そういった瀬戸際にある場合には、やはり公的医療を幾らか犠牲にしても利益を求めるといって、そういった判断が出る可能性があるということで、先ほどの公共性と経済性の問題の中で、経済性を優先して行うということになります。

例えば、具体的な例を上げますと、今、芦屋町の町立病院では、自治体病院として、芦屋町のやはり町民のための病院だという観点をもって運営をされてます。そういった中で、例えば、近郊の大病院から、もうあなたもよくなったから退院してくださいと言われた場合に、その人はまだ働ける状況じゃないし、まだいろいろ問題があるということになったときに、芦屋町立病院はそういった状況であれば、しばらく町立病院で入院して治療するもの引き受けましょうと受けてくれます。また、低所得者の方には、お金がなかった場合でも、そうしたら分割で何回か払ってくださいとか、そういったことをやって、やはり地域の病院として地域に尽くそうということで、そういった対応をしてくれます。ところが独立行政法人になっていけば、会計においてもそこで利益を出すということが一つの使命になりますから、受け入れても利益が出ない、お金を払わないという人は、当然それじゃあ退院してください、受け入れられませんと、そういった問題がシビアに私は出てくるんじゃないかというふうに思いますが、そういった点ではどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院の機能によって患者さんの入院における滞在期間とか、そういったものが若干違ってくるところがあるんですが、基本的には、医療を必要とする人が入院するということになりますので、医療が本当に必要なのに病院出てくださいと、そういうことはないと考えております。

町立病院に関しましては、急性期と療養型の病床を持っておりますので、急性期の病院から比べると若干長くおれるのではないかなというふうに考えております。また、介護型の病床を持っておりますので、医療が終了しても介護保険を使った中で、病院の介護病床におることもできますので、そういった意味でも、若干町立病院は、他の急性期病院と違うところがあるのではないかなというふうに思います。

それと、患者さんに対する対応というところでありますが、それにつきましても、やはり患者さんあっての病院でありますので、十分そこら辺のところにつきましても、いろんな形で相談できる場所もあります。病院の中に居宅の支援の事業所もあります。病院におれないという場合には、在宅医療の支援もすることができます。そういった意味で、当院は患者さんに対しては表現悪いんですが、優しい対応ができるのではないかなというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほどの基本理念、さっき言ったように、患者さんに優しい医療を提供するという事務長が言われましたが、そういった対応を今後とも継続していただきたいというふうに思います。

次に、議会や住民のチェックがどうなるかという点を伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

地方独立行政法人につきましては、地方独立行政法人法の定めるところにより、業務内容の公表を行うことを通じて、その組織及び運営の状況を、住民に明らかにするように努めなければならないとなっております。地方独立行政法人の設立につきましては、議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事こちらの場合は福岡県知事になりますが、認可を受けなければなりません。また、町は、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、町が設置した地方独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければなりません。このほかにも、地方独立行政法人法の定めるところにより、事業報告及び決算の監査など、チェックすることになり、これらのことについても冒頭に申し上げましたように公開されることとなります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

中期目標や中期計画を、議会に議決をいただくと、そういったことになってますが、年度計画というのは法人が策定して設立団体の町に届けるだけで、議会の議決は必要じゃないというふうになっています。

今の地方公営企業法の現在の制度では、単年度ごとに予算決算が議会で審議されて承認を受けますが、こういった議会や住民のチェックがやっぱり後退していつて

しまうという、議会の関与が弱まってくるというふうに思います。今は、やっぱり一般会計当初予算でも補正でも、事務長が出てきて内容を説明して、議会の議決をとるとというのが、これはもう計画の提出だけで、なくなってくるということでは、本当に議会のチェックがどうなるのか、住民のチェックがどうなるのかがやっぱり問題となってきます。

特に、こういったことに、弱まることによって、自治体の首長とか法人の理事長、こういった方々の独断的な運営が強められている。まあ、芦屋町でそういったことがないというふうには思っていますが、構造的にはそういった危険性があるのではないかということが言われてます。やはり住民からかけ離れて、住民のほうを見ない。そして財政面だけを重視する、こういった運営になる危険性が強まるんじゃないかということが懸念されますが、その点はどうなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

その点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、病院の毎年の実績については、町のほうに報告するというような形になっておりますし、その内容についても、町が設置しました評価委員会の中の意見をいただき、また問題があれば意見もできるというふうになっております。また、一番大事な、全て公開をしていくということになりますので、チェック機能は、非常に、言いかえれば、今以上に強くなるんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、ちょっと町長に伺います。

この中期目標期間というのがあるんですけど、まあ独立行政法人になった場合ですね。これの終了時に設立団体の長が法人の組織業務運営全般に当たって、組織の改廃を含めた見直しを行うことになっているわけです。経営的に、採算第一主義の運営で徹底的に住民サービスを削ったり、あるいは労働条件を解約したり、病院が経営的に成り立っていけば、何も自治体がやらなくてもいいではないか、民間も参入しやすくなるという、こういった議論が出たりとかですね。そういった点で、民間移譲の条件が整ったり、また仮に、国からの一般会計からの繰り入れを行いますけど、それ以上は行わないというようなことになって赤字が出た場合、そういった場合に、今度は赤字が出るなら、民間移譲にすべきではないかというそういった声も上がってくると思います。

そういった点で、独立法人は、先ほど言ったように最終目的ではなく、民間移譲の通過点にすぎないということが言われたわけなんですけど、きょうの午前中の答弁で、病院長は民間移譲指定管理者には大変な問題があると、病院はやっぱりそういった病院業者の食べ物にさせることにはいかないということで、させないということをおっしゃってましたが、町長としては、そういったふうに民間移譲とか労働条件が下がること。そういった状況について、やはりさせないというふうな、そういった考え方はどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

先ほど来より、議員よりいろいろご心配をおかけしてご質問上がっておるわけですが、まさに一番最初に議員がご質問されました自治体病院の使命について、自治体病院の使命というのは、芦屋町立病院のいわゆる使命というふうに置きかえれば、この病院がその当時は人口1万8,000人ぐらいだったと思うんですが、その小さな町に病院をつくったという先人の思い、住民の方の思いというのは、我々が継承していかなければならないと思っております。やはり、今井議員の質問にもありましたように、競艇事業でもしかりでございます。世の中の時代の流れというものがあるわけでございます。やはり芦屋町におきまして、病院を存続させるにはどうしたらいいかということを考えた場合に、答申が出ました独立行政法人が今の時点で最適であろうというふうに方向性が出されたわけでございます。これは何も決定したわけではございません。

朝でもお示しいたしておりますが、基本計画というものを1年間かけて今つくっておるわけでございます。中間答申が出ましたら、まず、議会の皆さん方にお示しし、ご説明し、ご理解を賜り、それから住民の方にも説明し、そのことについてのご意見を承るというふうに院長と話しております。このことにつきましては、非常に芦屋町にとりまして、この病院の問題につきましては、芦屋町の将来におきまして、芦屋町の町民の安全安心医療、それから災害拠点、いろんな意味で大きな、大変な問題でありますので、このことは皆さん方のご意見を聞いて独立行政法人が好ましいという意見が出ておりますので、皆さん方とともに存続について、町民のための病院であるという意識づけの中で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

議会調査特別委員会の委員長さんの報告の中でのまとめに、町立芦屋中央病院が地域の病院として将来にわたって地域に本当に必要な医療を提供し、同時に、地域の医療体制の中で、貴重な137床を町民のために保持しながら町民の安心安全を守る最後のとりでとして医療を提供し続けていかれることを切に願うものであるということを言っています。ぜひこの方向を守っていただきたいというように思います。

それと最後に、この独立行政法人法が2003年に可決されたときに附帯決議が出ています。その中では、地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主的判断を十分に尊重すること。地方独立行政法人への移行等に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体、または関係労働組合と十分な意思疎通が行えるよう、必要な助言等を行うこと。地方独立行政法人の情報公開に際しては、住民に対し、業務状況等を積極的に公開するとともに、その公表方法の改善に努めるよう必要な措置を講ずること。地方独立行政法人の業務評価に当たっては、財政面のみならず、住民の意思を積極的に取り入れることにより、住民の視点に立った評価制度が確立されるようその体制に努めることというふうになっています。ぜひこういったところも守りながら進めていただきたいというふうに思います。

以上で、独立法人の問題について終わって、続いて、健診事業が拡充されるのかという問題について伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

町立病院は、皆さんの診療を行っているわけなんです、その前に町民の健康の維持及び増進に寄与するという使命がございます。現在、行政との協力、連携を保ちながら特定健診、がん検診については、引き続き実施をしていきたいと考えております。

また、協会けんぽの生活習慣病予防健診を初めとする企業健診等の実施を拡大していくことが、病院の受診率の向上にもつながっていくものと考えておりますので、健診事業を強化していくことは重要なことであるというふうに考えております。

また、新病院の施設につきましては、健診における動線等を含め、現在の施設では大変ご迷惑をおかけしているところがありますので、健診を受けられる方、その方たちのためにも健診機能のさらなる効率化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、時間がないので次に行きます。

建設費の概算費用は、建設費及び周辺道路整備費で約43億円と試算されてます。防災拠点病院としての役割や環境問題、エネルギー問題などを考えると太陽光発電など自然エネルギーの導入は考えていないかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

さきの東日本大震災のときに見られますように、災害時において病院は、被災された多くの方々を受け入れなければなりません。実際には、災害時の状況を見ますと、受け入れたくてもできないというような現状がございました。そういった意味でも、災害時でも病院機能が十分保てるような病院づくりが、東日本大震災で証明されたのではないかなというふうに思っております。このことを踏まえますと、病院は災害時の拠点となるべく立地条件や大きな災害にも耐え得る構造を持った病院づくりを考えていかなければなりません。また、防災対策と省エネルギーの融合を図った病院建設を考える中で、再生可能エネルギーの活用は十分検討していかなければならないというふうに考えております。しかしながら、設備のコストが高いことや安定供給が難しい等の諸問題もあるところがございますので、その点は慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

建設費が約43億円となっております。中央病院の病床数が137床ということで、1床当たり約3,000万円ということになっております。これは、民間病院が大体1,000万から1,500万とかって言われて、やはり公立病院は高いという、そういった批判なんかもあるわけなんですけど、先ほども事務長も言われたように、災

害拠点病院としての役割を果たすという点では、耐震とか免震とかそういったものも必要なですね。質を落とすことはやっぱりできませんが、やはりこれだけ一定の水準の単価になっているという点では、やはり今後のランニングコストとか、そういったものも考えていく中で、LED照明とかまた自然エネルギーを利用した、どれがいいかというのは私たちわかりませんが、そういったものも含めたものでやらないと、住民からの高過ぎるという批判なんかも出てくると思うんですね。その点は十分配慮してください。

最後にまとめとしまして、自治体病院として、やはり基本理念を踏まえて、芦屋中央病院が町民の社会的に正しい医療を提供していく病院であることを、ぜひお願いいたします。この質問は終わります。

続きまして、高齢者肺炎球菌ワクチン及びロタウイルス感染症ワクチンに対する助成について伺います。

日本人の死因の第4位は肺炎です。しかも亡くなる方の95%は65歳以上となっています。肺炎の最も多い原因は、肺に細菌やウイルスが入る肺炎球菌です。肺炎球菌のワクチンは、1回の予防接種で5回程度免疫が持続されると言われます。入院となれば1カ月はかかる病気です。ところがそのワクチンは、1回に8,000円もかかることから、高齢者には大きな負担で独自助成を行う自治体がふえてきています。

また、生後6カ月から2歳の乳児に多くかかるロタウイルスは、5歳までにほとんどの子どもが感染すると言われ、ノロウイルスよりも重症化し、院内感染や家庭内感染によるリスクが高い急性胃腸炎として恐れられています。

肺炎球菌もロタウイルスもワクチンで予防または軽症にできるために、補助制度を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

ウイルスワクチンに対する助成についてお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も頻度の高い肺炎球菌という細菌を狙った予防ワクチンで、肺炎になっても軽症で済む、抗生物質が効きやすいなどの効果があります。現在、福岡県内におきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に対して、11市町村が助成を行っており、助成内容といたしましては、70歳から75歳の方を対象に6,000円から8,000円の予防接種費用に対して3,000円ぐらいの助成を行っております。

次に、ロタウイルスワクチンについてですが、ロタウイルスは乳幼児に多く見られるウイルス性の胃腸炎です。嘔吐、下痢、発熱を示し、脱水などで入院が必要となることもあります。特に生後6カ月から2歳未満では重症化しやすいと言われており、ワクチン接種により重症化を防ぐことができます。

ロタウイルス予防ワクチンは、平成23年7月に国内承認されまして任意接種が始まりました。ワクチンの接種につきましては、生後6週から初回接種を開始して、少なくとも4週間の間隔をおいて2回目の接種を完了、遅くとも生後24週までに接種を完了させることになっております。1回の接種費用も1万5,000円前後と高額で、2回接種しなければならないなど保護者にとっては大変な負担になると思われます。赤ちゃんと保護者にとっては大変な負担になると思われますが、赤ちゃんの保護者の負担軽減を図るための大変有意義なワクチンではないかと思えます。



しかしまだ、そのワクチンの必要性が多くの方に理解されていないことから、接種率も低く、県内においては、公費助成を行っている市町村はありません。このように、高齢者肺炎球菌ワクチン、ロタウイルス予防ワクチンの接種によりまして、発症の抑制効果は認められておりますが、定期接種ではないため、健康被害が生じた場合の補償の問題、財源の確保、医師会との連携による実施体制の整備など十分に検討する必要があります。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、初回接種から5年経過し、再接種した場合、初回接種ほど抗体化の上昇が認められないとの報告もあり、再接種の効果などについての情報も収集しているところです。

国の予防接種検討委員会におきましても、定期接種化の検討対象に含まれていることから、芦屋町といたしましては、国に対して早期の定期接種化に向けて要望を行うとともに、国・県及び近隣市町村の動向を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

次に、ロタウイルスワクチンですが、承認されて日も浅く、若干の副反応も認められるとの厚生労働省予防接種部会の報告もありますので、また、部会において現在作用チームを設置して、ワクチンの現状と安全性に関する検討が始まっている状況です。今後、国・県のこのワクチンに対する評価や動向を注視しながら必要性について見きわめていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

もともと、やはり言われましたように、国の予防接種ワクチンとして認めさせるという、そういったことが最終的に必要なんではと思うんですが、それをやっていく上で、地方自治体がそれぞれ独自でやっていき、それを国に広げていくことが私は必要だと思います。

そこで、町長にお伺いいたしますが、芦屋町では子育て支援の施策として、子宮頸がんワクチンとヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを初めとする予防接種に取り組んできました。医療費が増大し、国保会計が拡張する中、予防保健事業を推進し、医療費を抑えることが求められています。未来を担う子どもたちの命を守り、予防保健事業を推進する上でも重要な施策だと思いますがいかがお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

お答えいたします。

2つありますが、1つの高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、高齢者の肺炎を予防し健康を守ることにより医療費の削減にもつながると考えております。そのようなことから、本事業、このワクチンにつきましては、manifestoの1項目として掲げさせていただいております。これは現在、実施計画にも位置づけさせていただいており、今、検討を行っているというところでございます。

それから、ロタウイルスワクチンにつきましては、このことも有効なワクチンであるということは認識しております。双方のワクチン接種に係る町の助成につきましては、十分調査研究を行った上、実施計画などでその方向性を決定してまいりた

いと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひそういった方向で実現させていただきたいと思います。

終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問を終わります。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、2番、内海議員の一般質問を許します。2番、内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

2番、内海でございます。一般質問を通告書に基づきまして行わせていただきます。

まず、件名1点目、犬のふん対策についてお尋ねいたします。

全国的にも犬のふん放置が衛生上、環境上大きな問題となっております。これは、飼い主のモラルの問題であることは十分承知しております。しかし、このモラルを期待しても、なかなか犬のふん放置はなくなるのが現状であります。快適な生活環境を保持し、清潔で美しい町づくりを推進する上でも、行政は犬のふん害防止に向けて積極的に取り組む必要があるかと思っております。

そこで、まず要旨第1点目として、過去3カ年の飼い犬の登録件数及び苦情件数についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、要旨1点目について回答いたします。

登録件数ですが、平成22年度は704頭、そのうち予防接種を受けた頭数が438頭、苦情に関しては町長への手紙が1件。23年度は登録件数が711頭、予防接種を受けた頭数が412、苦情等の件数は町長への手紙を含めまして2件。平成24年度現在までに登録件数は714頭、予防接種を受けた頭数が405頭、町長への手紙を含めまして苦情等は5件でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、登録件数ご報告していただきました。登録件数と予防接種の数がこれですと300件ぐらい違っているようです。この原因は何かわかりますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

まず、登録件数です。これは狂犬病発生のためという、狂犬病予防に登録されて、飼い犬には必ず生まれてから1回は登録をなさいというふうに義務づけられております。ただし、現在、毎年35頭ずつぐらい大体新しい犬が登録されております

が、転居するときとか、犬が死亡したときとかの届け出というのは、実はほとんど見受けられておりません。このため登録件数は毎年ふえている状況とはなっておりますが、実際に予防接種を受けるという頭数というのは年々、まあ若干ではありますすが減っております。

この大体登録件数に対して60%ぐらいが予防接種を受けておりますが、残りの40%、これは予防接種を受けていない犬もおるとは思いますけれども、登録をしただけで、後は実際にはもう、転居して、いないとか、死亡して、いない、そういった実態との差というふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、登録件数と狂犬病の注射の件数が違うということで、私のほうに飼い犬条例というのがございます。これの第1条には狂犬病の予防、それから登録を行いなさいというような形が明記されております。それとまた、狂犬病予防法第27条では、狂犬病の予防を受けなければ20万以下の罰金を課するというふうなことも明記されております。当然この数値が一致するということが不可能かも知れませんが、300件も違うというのはいかがかなという思いがしております。できるだけ正しい数字を把握していただきたいと思っております。

それから、苦情件数、22年度が1件、23年度が2件、24年度が5件ということで、数からいえば大変少なく感じておりますが、この辺については実態と件数、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

実態といたしますか、この苦情の内容に関しては、ふんによる臭いや片づける手間が大変なんだというような、要は個人の家というか庭近くにふんをされて困るという方、そういった方からの苦情が主でございます。それと、犬のふん害条例をつくってくださいというような内容の苦情も来ております。実態に関しては、やはり犬のふんをしていく場所というのが、アスファルトよりも土とか草が生えているところが多いというふうに認識しておりますので、ある程度固まったところが苦情が特に多いというふうに感じております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

私もいろいろ散歩などをいたすんですけども、結構点在しております。それと苦情件数が少ないというのは、もう言っても解決しないのかなという思いの中で何も物申さないのかなという気がしております。現実、通学路とかに大変散乱しております。子どもたちが当然登校をいたします。その登校の折には足に踏みつけると。靴で踏みつけたりするということも見受けております。実際私もちょうど、横断歩道と申しますか、2メートル半か3メートルぐらいの歩道の真ん中に3回ほどやりそのような現状を見たことがございます。私片づけて処理しましたけども。

それとか、農家の方からのお話聞きますと、農地にさせるとか、農業用水路にさ

せると。草刈りをしたり、または農業水路の清掃をするときに大変困っているという話もよく聞いております。

それと放置されたこの犬のふん害ですけども、これについてはどのような形で処理されているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町のほうで苦情があった場合とか、それとか、そこはその土地の管理者が片づけるというようなことで対応しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

犬のふんというのは乾燥しにくいということで、これ、人畜共通感染症という人体に悪い影響を与えるということはお存じでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

すいません。詳細なことは存じておりません。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

人畜共通感染症ということで、これは動物が持っている特殊なウイルスが飛散して体に入るといようなものでございます。それで、これも人体的影響があるということによって言われておりますし、長く放置することはいかかなという思いがしております。それでやはり定期的な巡回等を行って処理をしていただければという思いがしております。

それから次に、要旨第2点目として、行政の取り組み、この犬のふん害に対するいろんな活動を含めて、行政の取り組みをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、犬のふん害等の対策につきましては、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的とした芦屋町環境美化に関する条例に基づいて対応しております。同条例の第3条には、町の責務として、町は環境美化のために必要な施策を策定し、これを実施するとともにその実施について町民等に対して必要な協力要請を行うものとする規定しております。ほかにも第4条、町民等の責務として、町民等は家庭の外で生じさせたごみ等を持ち帰ることが規定されております。このごみ等の中には、これら犬のふん尿といったものが含まれております。また、第6条には、占有者の責務として、その占有する又は管理する土地及び建物に適正に維持管理し、みだりに空き缶等ごみ等が捨てられないようにするために必要な処置を講ずるとともに町及び県が実施する施策に協力しなければならないとあります。第9条には、清潔の保持として、町民等は公共の場所又個人が所有する場所にごみ等を捨ててはならないとしております。

これらの規定に基づいて行政としての取り組みを行っております。

ただ、議員さんもおっしゃるように、具体的にはなかなかふん害というのが実際にはなくなれないという状況は認識しておりますが、我々は苦情があったときには苦情等を受けまして、現場の状況等を確認しに行きまして、看板等の設置をするなど、犬の飼い主の方に対して、啓発をするということが主な取り組みとなっております。

この看板設置のほかには広報による犬の飼い主の方にマナーアップを周知したり、狂犬病の予防注射時にマナー啓発のパンフレット及びふんを持ち帰るためのビニール袋の配布、それと福岡県の宗像遠賀福祉保健事務所が実施しております犬のしつけ方教室というものがございます。この犬のしつけ方教室については、中に、飼い主のマナーアップに関する指導等にも取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今のお答えの中では、ほとんどが飼い主のモラルに関することといたしますか、啓発物資を配布したり、予防接種の折にパンフレットを配ると。実際、ここにパンフレットがございます。守らないかん犬の飼うときの6つのルールと、多分このようにことだと思っております。ただ、こういうようなことをしてもなかなか減らないのは現実でございます。

そこで一つ提案をさせていただきたいのが、当然、こういうようなものを片づけたり、また監視する上でも、当然自治区とのかかわりが出てくるのではないかと思っております。それで、自治区または校区単位で、飼い主の方集めて、しつけ教室とか、そういうような形のモラルを守る、そういうようなものの研修会をされてはと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

要は飼い主の方にモラルを上げていただく、マナーアップをしていただくという取り組みは必要かと思っております。今、現在、町の環境美化の推進ということで、実際には行政だけの力では限界があるというふうに感じております。現在、町内のクリーンキャンペーン等主催しております芦屋町地区衛生組織——これは主に、自治区の区長さんがメンバーとなっております町内地区衛生組織がでございます。この組織の活動目的というのは、今の規約では、公衆衛生思想の普及徹底を期し、健康で住みよい郷土の実現を目的とするというふうになっております。これは主に、伝染病予防というような観点で、そもそも地区衛生組織ができたものでございます。

しかしながら、現在の主な活動というのは、公衆衛生に関することというよりは、環境美化に関する取り組みが主なものとなっております。このため、この規約を見直して、名称も芦屋町環境美化推進委員会というふうに改正することとしております。この委員会は、先ほど申しましたように、自治区の区長さんを初め、婦人会、老人クラブ連合会等の代表者等から構成され、芦屋町の環境美化意識の向上、啓発。それから地域の環境美化活動に関すること。ごみの減量化、資源化の推進に関すること等を活動内容とすることで、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的として、今後活動を行おうというふうに、先日の地区衛生組織の中でも提案しております。

このため、この犬のふん等の問題についても、この会において現状を認識し、問題解決に向けた取り組み等について検討して、いかに住民の方に関心を持っていただくかということを考えていきたいというふうに考えております。また、その中でマナーアップの講習会等々もあわせて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

組織形成も充実した中で、どうぞよろしくお願いたします。

それからもう一点は、学校サイドでの取り組みでございます。

学校の道徳やホームルームの時間を活用して、この問題について子どもたちに話し合いをさせ、その中で話の結果を家庭に持ち帰ると。当然家庭では、モラルを含めた中での話をされると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

道徳は確かに大事な教科なのですが、一般的なモラルなり規範意識を高めるという観点では道徳。道徳の授業をしたから、すぐそれが行動に表れると、こういうふうに道徳ではねらいとしてやっておりません。

ですから、このあたりは議員おっしゃるように、心の教育という観点の中でやっていくということはもちろん意味があると思いますが、目の前にふんが、仮にですね。それよりもふんを取っていくという、犬は出すんでしょうから、それをどう処理するかというところが大事なんで、それをどうするかなんで、これは一義的には飼い主の問題だと思っております。ですからこれを道徳でやるという場合に、道徳の場合はご案内のとおり、資料が必要なんですね。資料に基づいて授業を進めてまいりますから、今そのような資料はなかなか見当たらない。

芦屋小学校が、重点課題という形で、3年間道徳やりました。これ、芦屋小学校の場合は、自作資料という形で資料をつくらうとしました。その中にも入っておりますけれども、そういう資料をどういうふうにつくっていくか。目の前の犬をどうするかという場合、動物愛護等も含めてそういう資料はもしかしたらあるかもわかりませんが、直接ふんをどうしようかという話にはならないというふうに思っています。

ですから、そのあたりはすぐ、じゃあどうだという話になかなかありませんけど、少し校長会当たり、そのあたりは検討はしてみますけども、なかなかいい資料はないんだろうなど。ただ、動物愛護協会かなんかあるか知りませんが、そういうところにそういう資料があるのかどうなのか。適切なものがあるかどうかは調査してみようと思っておりますが、もし、ご存じならば教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

確かにふんを片づけるとかそういうようなものは難しいと思っておりますけども、当然、飼い主というのは今の現状では家族の一員という捉え方がされているようでございます。それで当然、子どもたちも飼っている生徒もおると思っております。その中

でそういうような話題をすることによって、学校でも子どもたちもこういうことを気をつけているんだなという、家庭の中での波及効果というのが生まれるのではないかなという思いがしたわけですから、ちょっとお尋ねしたわけでございます。

どうぞご検討よろしくお願ひいたします。

それから次に、ふんの放置対策事業ということで、イエローカード作戦というのがございますがご存じでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

看板等が全体に黄色い色紙で、ふんを持ち帰りましょうとか、ふんは迷惑ですというような、希望された方に啓発看板をお渡しして、それを自分の所有している土地とか建物、道路とかに張るようなことを言われてあると思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

これは多くの自治体で取り組まれております。それはどういうことかといいますと、まず、自治区とか団体との協定を結び、町と行政と団体、自治区との協力関係の中で、まず自治区がイエローカードを設置回収、そしてふんの後で回収と、まずふんを発見したら黄色いカードといいますか、小さいカードなんですけど、これをガムテープで張るとか、割り箸をさしてそこに置くとかいうことで、住民の目に触れさせるような形でございます。そして3日から1週間程度たってまた巡回し、新しいふんが見えたらまた同じような旗を新たに置くと。そして1カ月をめどに、今度は旗の回収とふんの回収をやっていくということをして順次繰り返すそうでございます。これをやることによって、自治体の総体的な実施におけば大体8割の自治体が効果があったという回答がっております。

それから、ふんの減少割合が50%から74%ということで、実際そういうような効果も見ておりますので、ぜひご検討願ひたいと思います。

それで、私もよく町民の方にお話しするんですが、散歩とかしていても、犬の実態を見るけども、なかなか注意ができないと。要するに注意すればけんかになるといいますか。だから何か、腕章かなんかでももらえないじゃろうかと、自分がこういうような形で見回りでの使命を受ければ物が言いやすいんだがなということも、よくご発言として聞いておりますので、その点もご検討よろしくお願ひいたします。

では、要旨3点目でございます。独立した犬のふん害防止に関する条例の制定についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、犬のふん害防止に関する条例の制定についてということで、現在の芦屋町環境美化に対する条例、これにはごみ等というような表現になっております。このごみ等の中の等の中には、一般の廃棄物をいうというふうに規定をしております。この一般の廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条に、「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のものをい

う。」というふうに規定してあります。

このため、犬等のふんに関しましても、このごみ等の等に含まれているため、現在では環境美化条例に基づいて対応していきたいというふうに考えております。この条例には、町民等の責務、それとか清潔の保持、ごみ等の適正処理、それと環境美化促進重点地域の指定及び土地の占有者等に対する勧告、そして罰則に関する規定がございます。現在の環境美化条例で犬のふん害等の対策も十分と考えております。実際には対策が十分と考えておりながら現状ではなかなか対応ができてないというのは、そこに大きな課題があるとも認識しております。

犬に関する条例に関しましては、芦屋町には先ほど議員も申されました飼い犬条例がございます。この条例の第4条には、飼い主の遵守事項として、「飼い主は、道路、公園広場、その他の公共の場所及び他人の土地建物等を汚物で汚し、又は損傷することがないようにする」というふうにあります。

これら、環境美化に関する条例と飼い犬条例も含めまして、ふん害防止に関する条例化についても、先ほど申しました新たな芦屋町環境美化推進委員会において検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

確かに言われますように、芦屋町環境美化条例に関する環境に係る条例、それから、飼い犬条例、これにはそういうようなことがうたわれております。環境美化条例には、ごみという捉え方でされております。ただ、先ほどから申し上げますように、ふん害という害という捉え方、ごみという捉え方と害という捉え方では若干違ってくると思っております。先ほどから人畜共通感染症という人体に悪い影響もありますよという話も出ておりますので、ぜひとも罰則を含めた中での独立した犬のふん害防止に関する条例の制定をお願いしたいと思います。

なぜかといいますと、平成22年9月に芦屋橋等の、釣り禁止条例というのが制定されました。従前は芦屋橋、祇園橋、いろんなどころで釣りが放置されておりましたけども、この条例を制定することによって、監視体制を強化し、または芦屋橋では防御策も講じられております。それで、今の現状では大変少なくなったような現状を私は感じております。

そのようなもので、条例を制定することによって、やはり取り組み姿勢も違ってくるだろうし、また、住民に対する周知も違ってくるだろうと思っておりますので、ぜひ先ほどから言われています地区衛生協議会等でご検討をお願いいたします。

続きまして、2点目の微小粒子状物質PM2.5についてお尋ねいたします。

一昨日、熊本県では中国の大気汚染の原因物質の一つである微小粒子状物質PM2.5が、荒尾市では1立方メートル当たり110マイクログラムということで、国が定めた1日平均1立方メートル当たり70マイクログラムを超える可能性があるということで、全国8つある注意喚起の情報を県内全市町村に流され、当然、このことによって市民の中からは、健康への不安やいろんなものといえますか、洗濯物そのものを考え、県や市に200件を超す問い合わせが相次いだと報じられております。

芦屋町でも他県のことではないような気がしております。

今から、中国大陸から黄砂が飛来いたします3月から5月には、この黄砂に運ば



れたPM2.5の濃度が高くなり、健康への影響が懸念されております。環境省の見解では、まだ具体的な対応について課題が残っているということも答弁されておりますので、今の現在、わかる範囲でよろしいですのでご回答ということをお願いいたします。

まず要旨第1点目、大気汚染の原因物質の一つである微小粒子状物質PM2.5が人体に及ぼす影響についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、微小粒子状物質PM2.5、以後略させてPM2.5というふうに言わせていただきたいと思います。今、議員さんもおっしゃられたように、現在、国・県等から、このPM2.5に関しての詳しい指示とか基準とか考え方、対処の仕方というのは今現在まだ来ておりません。実際には、PM2.5に関しては、マスコミのほうの報道が先行しているということで、一昨日の熊本の注意喚起に関しても、国としては具体的な指示というのはまだ明らかになっていない中ですということで、ニュースで取り上げられているというふうに感じております。

今から説明いたします内容につきましては、環境省のPM2.5に関する専門家会合の報告書に基づいて回答させていただきます。

微小粒子状物質PM2.5とは、大気中に浮遊する粒形2.5マイクロメートル、これは1マイクロメートルが約1000分の1ミリという非常に小さな粒子のことをいいます。従来から環境基準を定めて対策を進めてきておりますこの粒形10マイクロメートル以下の粒子である――これは今までは浮遊粒子状物質というふうに言っておりますけれども、浮遊粒子状物質よりも小さな粒子で発生源によりさまざまな粒形のものが含まれていると言われております。

地域や季節、気象条件等によって、その組成が変動するとも言われております。PM2.5は、物の燃焼などによって直接排出される一次生成と言われるものと、環境大気中での化学反応により粒子化したもの、二次生成というものがございます。一次生成粒子の発生源としましては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等の人為起源のもの、さらには土壌、海洋、火山等の自然起源のものや、環境汚染による影響、また家庭内でも喫煙や調理、ストーブなどから発生するというふうに言われております。

次に、二次生成粒子の発生源としましては、火力発電所、工場、事業所、自動車、船舶、航空機、家庭などの燃料燃焼によって排出される硫黄酸化物、窒素酸化物のほか溶剤、塗料の使用時や石油取扱施設からの蒸発、森林などから排出される揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光やオゾンと反応して生成されるという、この2つの種類で発生するというふうに言われております。

お尋ねの健康への影響についてでございます。PM2.5の粒子というのは、非常に小さく、髪の毛の太さの約30分の1程度と言われております。このため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患のリスクの上昇が懸念されているということで、この中では懸念というような表現になっております。また、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されているというふうな表現になっております。

また、PM2.5の濃度の環境基準、先ほど熊本では100マイクログラムとい

うことで、70マイクログラムを超えたので注意喚起というふうになっておりますが、この環境基準、人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準ということで、平成21年9月に、1年の平均値が15マイクログラム立方メートル当たり以下、かつ1日平均値、これは35マイクログラム、これは1立方当たりです。以下であるというふうに環境省で定められております。環境省が平成25年2月に設置した微小粒子物質に関する専門家会合では、健康影響が出現する可能性が高くなると予想される濃度水準として、注意喚起のために暫定的な指針となる値を1日平均値70マイクログラム、これはもう、つい先日、2月に70マイクログラムと定められております。ただし、呼吸器系や循環器系の疾患のある人、小児や高齢者などでは個人差があるということが大きいというふうに考えられておりますので、これより低い濃度であっても健康影響が生じる可能性は否定できないというふうにされております。

この暫定的な指針となる70マイクログラムについては、今後、新たな知見やデータの蓄積等を踏まえて必要に応じて見直しを行うこととされております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ありがとうございました。

私のほうの得た情報、大体同じような中身で、私がなぜこれを聞いたかといいますと、要するに実際のこういうふうな捉え方と、我々がメディアでしかなかなか情報を得ることができませんので、その辺、いかに住民の方々に説明する上でも、正確な情報が必要だということでお聞きさせていただきました。

それから次に、要旨の1点目、情報収集と住民に対する周知方法についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、先ほども申しましたが県に確認したところ、現在のところPM2.5に関する情報についてはマスコミが先行しております。国からの指示及び説明もないために、我々のところ、市町村までに、周知徹底というのが今の現在できておりません。このため、自粛を前提として県も対処しているということで、あくまでそういった回答、問いに対して回答がっております。

町としては、具体的な周知方法または対処について、国等からの指示を待っている状況ですが、町のホームページにおいて、県の大気情報のリンク、情報をお知らせするようなホームページを今アップしております。

また、PM2.5の情報については福岡県が県内10カ所に常時測定地を設置しております。ほかには福岡市が8カ所、大牟田市が2カ所、久留米市が今月中に1カ所、それと北九州市が3カ所、25年度からは5カ所になる予定です。合計24カ所。現在、PM2.5ほか高化学オキシダント等の測定局を設置して、北九州を除いた18カ所については、24時間速報を行っております。今、申しましたように芦屋町のホームページでも、この18の測定値が見れるようなホームページにリンクを貼っているところで、そういったことで周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、県内では約58カ所といいますか、測定局がございまして、そこで一応調査されているようでございます。それで芦屋町のホームページで今18というお話がございました。子どもたちが通学する時間帯、大体7時ですかね、7時からという事で。それで私が心配しているのが、いかに早く町民の方々にこの情報を流してやるかという、そういうようないろんな、パソコンとか持っている方、インターネットをつないでいる方については得ることができるでしょうけども、なかなかそこまで線が繋がっていない方については厳しいと思っています。

それで、やはり家庭、特に子どもたちに対する注意喚起を促すためにも、早い情報収集が必要ではないかという気がしております。確かに国からの明確な指針がないということで当惑されている部分もあるかと思いますが、実際熊本でも既にこういうような事態が起こっております。やはり、芦屋町としても連絡体制といいますか、そういうようなものを構築する必要があるのではないかと考えております。

それで、昨年ですか11月に、芦屋町地区防災計画というのが見直しがされております。

この中の第3章で第2節情報の収集伝達で、高化学オキシダントの伝達方法が明示されております。これによりますと、いろいろな県からの県環境局環境汚染課大気係から芦屋町の環境住宅課に連絡があり、それから総務課、教育委員会ということで連絡網が記載されております。それで、高化学オキシダントと、このPM2.5というのは若干ちょっと異なりまして、オキシダントというのは、どちらかといいますと化学反応で起こって、病医的にも喉の痛みとか目の痛みということで、肺がんまで至るような部分ではございません。これに沿っての形での巡視というのは行われるわけでしょうかちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

先ほど説明いたしました、県内には24カ所の測定値、それと24時間速報しているのがそのうち18カ所ということでございます。

それと今のご質問の、高化学オキシダント注意速報の発令時の連絡体制ということで、この高化学オキシダントの発令が、県が発令する場合と、近くでは北九州市が注意発令する場合と、2カ所が発令するということを想定しております。議員さんがおっしゃったように、県が発令された場合には、環境住宅課の環境衛生係にまず一報がまいります。それで環境衛生課のほうから教育委員会、教育委員会から各小学校、幼稚園に連絡していただくようになっております。それから福祉課のほうに環境住宅課のほうから連絡して、福祉課から各保育所、幼稚園に注意していただくと。それと住民向けには広報車等を使ってするようにしておりますし、場合によっては総務課と協議をして周知方法を検討するということが現在の連絡体制となっております。

また、北九州市が発令した場合には、北九州市から一旦県に報告が行きます。その県から宗像遠賀保健福祉事務所のほうに連絡がいったら、芦屋町の環境住宅課、それから環境住宅課に来たら今と同じような流れで周知するというふうに考えており

ます。

まだPM2.5に関しては、ここの注意報の発令、あくまで70マイクログラムというのが暫定の注意喚起の基準値というふうになっておりますので、具体的にどうなるかというのはまだ県のほうでも確定しておりません。

ただ、県のほうに聞いたところだと、この高化学オキシダントも環境基準値の2倍になったときに注意報を発令するというふうになって、この注意報を発令してこういう連絡体制ができております。

このため、PM2.5にしても、国の環境基準35マイクログラム、これが倍になったのが先月2月に基準値で示されました70マイクログラムです。この70マイクログラムを超えたときには、恐らくこの高化学オキシダントと同じような考え方で注意報が出るのではないだろうかという見解でございました。ただこれはまだ、県のほうもあくまでも臆測のところではございましたので、まず連絡体制等については、参考になるのは高化学オキシダントの連絡体制というのは参考になるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

できるだけリアルタイムといいますか、県のほうでも1時間単位で情報提供しておりますし、北九州は13年度から実施すると、福岡市のほうでももう既に実施されております。そのような情報が当然入手できるわけですから、できるだけ早い時期での対応をお願いしたいと思っております。

それと、熊本のほうでもこれが発令されたことによって、多くの問い合わせがあったということを知っております。それで芦屋町のほうではこの窓口はどこが行われる予定でしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

このPM2.5のまずは情報と収集とか、そういった啓発に関しては環境住宅課でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

当然、住民の方々健康問題、農作物、いろいろなものに対する不安も持っておられると思います。当然横の連絡は十分とっていただいて、窓口の一本化といいますか、十分な対応をよろしくお願いしたいと思っております。

それから、一つご提案なんですけど、今、これを防御するために、マスクが必要だということがよく言われております。

それで、インフルエンザとは違って、ちょっとこれは高価なものになります。調べましたら1つが大体500円から高いもので1万円ぐらいします。よく町長、教育長は、芦屋の子どもは芦屋で育てろということをよく明言されております。当然子どもたち行く末長い子どもでございます。我々年金の部分も見合ってもらわなければいけない部分もございます。ぜひともこのマスクの提供をですね。まあ概算で

計算しても100万ちょっとかなというような思いがしております。できたらこのようなものをご検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

実のところ、PM2.5というのは、最近のテレビでよく中国の件で私も拝見して、今回内海議員が一般質問されるということで、いろいろ。

これ、最近、急激にですね、先ほど来より課長からお話がありましたように、最近マスコミにどんどん取り上げてテレビに出てくるということでございますので、今、すぐどうなのかということは、まだまだ行政として取り組むには、まだちょっと色んな情報が不足しておりますし、町でございますので県とのいろんな協議もございましてしょうし。

きのうのテレビですか、厚生省の環境大臣政務官が知事と福岡市長と北九州市長と、この問題についておいでになられて協議されている場面がちょっとあったわけでございますが、実は、先日日曜日、環境大臣政務官の公明党の秋野公造先生が、参議院議員がおいでになられて、まあこれは、別にこれとは関係ないんですけど、夏井ヶ浜崩落、ごみ問題、砂の堆積等々の視察ということで、議長、私と副町長、所管課長、日曜日ずっとご案内申し上げて陳情申し上げたんですが、その折にちょっと立ち話で、この件、たまたま環境大臣政務官ということでお話申し上げたんですが、今、国のほうでもこのことについていろいろ精査しておりますということで、国のほうからいろんな指針が出ろうかと思っております。ちょっとまだ正確なことが国・県から来ておりませんので、それが来てから、今、内海議員ご提案のことはですね。まあちょっと内部でいろいろ検討しようかということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

確かに情報不足といいますか、まだまだ環境省のほうでも明確な回答出しておりませんので即答は難しいと思っております。

それともう一点、これも臆測なんで……環境省が自治体へのこの測定器の設置を求めるといふことの文書が出ておりました。それで石原環境相が、地方公務員の給与を削減する見返りとして交付税を活用し、防災とか減災の対応に5,000万円を上乗せする枠があると。これを利用してこの測定器を設置してはどうかという案が出ております。それでまだまだ市町村には流れておりません。これ1基500万ぐらいする。なんか北九州では2基で400万という話を聞いておりますけれども、環境省のほうでは500万円ぐらいの設定費用がかかるということでございます。先ほど言いましたように、まだ未知の世界も十分ございますので、その辺もちょっと考慮していただければと思っております。

最後になりますけれども、町民の方々が安心して生活できるように、正確な情報収集に努め、早くわかりやすい情報を住民に伝えていただき、住民の方々が心配しないような形での対応をお願いしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、内海議員の一般質問を終わります。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

あすも一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 58 分散会

---